

政策資料

No.322 《復刊217号》
1993年7月1日

卷頭言 薫科満治 1

〈資料〉

✓ o 政治改革調査特別委員会の審議概要 報告 2	✓ o エリツィン大統領の訪日延期について 16
✓ o 今国会中に政治改革の実現を (副委員長・熊本) 5	✓ o 運輸政策審議会答申「今後のタクシ ー事業のあり方について」に関する 申し入れ 16
✓ o 政治改革実現をめざし野党党首会談 を提唱する(委員長・京都) 6	✓ o 1993年度生産者麦価に関する申し入 れ 17
✓ o 政治改革の実現へ自民党の積極的な 姿勢を求める(副委員長・大分) 7	✓ o 地方分権決議の採択にあたって・決 議・声明 18
✓ o 建設談合に対する厳正な措置を求める 申し入れ 8	✓ o 環境影響評価法案大綱・概要 20
✓ o カンボジア情勢について 9	✓ o 住宅基本法案・共同提出に当たって 28
✓ o カンボジア総選挙の結果について 9	✓ o 行政情報の公開に関する法律案要綱 33
✓ o 「創憲」政策と運動の市民的展開を めざす(委員長・福岡) 10	✓ o 国際開発協力基本法(案)・提出に あたって・要旨 37
✓ o 憲法記念日にあたって 15	✓ o 「パート差別」問題が問い合わせるもの 45

政策の焦点

社会党は一九九五年に結党五年を迎える。この間、「結党宣言」にはじまり、「統一綱領」や「日本における社会主義への道」（略称「道」）、「新宣言」など基本文書を国民にむかって公にしてきた。しかし、国民党に脱皮し政権にむけて新たな飛躍をめざした「新宣言」にしても、内外

社会党は結党以来、長い間にわたりて資本主義体制と社会主義体制を対置し、二者择一の選択のかで社会主義体制を志向するという考え方を基本的にもつてきました。その哲学は、「新宣言」のなかにも脈々と流れていると言えよう。

”モノではなく人間こそが大事”という社会主義本来の理念は、今

社会党の解体というだれもが予期しなかった世界史的大変革のなかで有効性を失った。ソ連・東欧の社会主義体制が脆くも崩壊した原因としては、生産力の停滞、特權階級化と汚職の蔓延などがあげられるが、これらはいずれも、資本主義＝悪、社会主義＝善とい

共産党の解体というだれもが予期しなかった世界史的大変革のなかで有効性を失った。ソ連・東欧の社会主義体制が脆くも崩壊した原因としては、生産力の停滞、特權階級化と汚職の蔓延などがあげられるが、これらはいずれも、資本主義＝悪、社会主義＝善とい

かかえている。その極めつけともいいうべきものが政官財の癡着構造であり、バブル経済のもとでの資本格差の拡大であった。このように市場経済も多くのアキレス腱をかかえており、その健全な発展と公正な分配を実現するためには、人間優先・公正・平等という社会主義の理念と政策を市場システムの中に注入していかなければならぬ。

今日までの社会党の政策論議は、資本主義と社会主義体制の対置を前提にして、イデオロギー色の濃いものとして展開してきた。

しかし、いま世界的な劇的大変革によって、その前提条件が崩壊してしまったのである。

いまこそわれわれは、教条的な対置論から脱却して、現実を直視した人間優先・公正・平等という社会民主主義の理念の上にたって政策を磨き直していくかなければならぬ。

言頭卷



政策に磨きを

薦

科

満

治

政策審議会副会長

の激しい環境変化のなかでいまや陳腐化してきている。したがって、わが国政治の抜本的な改革をめぐって国民の関心が高まっているこの時期こそ、社会党はみずからの中長所を生かしながら、克服すべき点は大胆に改革し、まさに生まれ変わる気持で二一世紀にむけた歩みを始めなければならない。

後ともその意義を失なうことはないであろう。しかし、資本主義と社会主義を資本主義＝悪、社会主義＝善という形で対置し、資本主義に代るものとして社会主義を志向する考え方は、「ベルリンの壁」崩壊に象徴される一九八九年の東欧の劇的改革、ついで一九九一年に起つたソ連邦の消滅とソ連

う図式が独善的な教条にすぎなかつたことを物語っている。また、この大改革は、観念的なイデオロギー論議の危険性と現実直視の重要性を教訓として残した。

このような背景的な事情の大変革のなかで、自由市場経済の優位性が盛んに強調されている。たしかに市場経済は自由競争のもとで

（参議院議員・わらしなみつはる）

資料



一九九三・五・一九（全国都道府県代表者会議参考資料）

政治改革調査特別委員会の 審議概要報告

政治改革・選挙制度プロジェクト

委員長 佐藤觀樹

め、③政党中心の選挙制度・資金制度を実現する、④「同士討ち」をなくす、ということである。他方、野党は民意の多様性を背景に「民意を反映する制度」と第一党がこれまで過半数をとれていないことから日本にあうのは第一党を中心とする「連立政権」を主張し、自民党は「民意の統合・集約」と「責任ある安定政権」を強調している。

二、選挙制度改革

1 中選挙区制の評価

中選挙区制については、①同士討ち選挙により政策不在で金がものをいう個人選挙となる、②格差是正がされずに民意の反映が歪められている、③議席が固定しやすく、野党にとって複数候補者の擁立が困難で政権交代が起きにくい等により「制度疲労」が起きているとされる。同士討ち選挙、格差是正ができるのも基本的には自民党の問題であるが、自民党がこれらを是正できない以上、もはや中選挙区制では国民の期待に応えられないという点で野党も「中選挙区制との決別」が必要との認識に立つ。

2 新しい選挙制度とは

新しい選挙制度のイメージとして共通に語られているのは、
①政権交代が可能な制度、②政党中心・政策本位の制度、③民意を正しく反映する制度（自民党は民意の統合・集約）、④同士討ちのない制度、⑤国民に判り易い制度であり、これらは共産党を



除く各党がほぼ共通している。自民党は以上の点に「政権を選択する制度」「政権の安定を生む制度」をつけ加えているが、憲法が要請するのは国会の場において国會議員が「民意を統合」して首班指名することであり、国會議員を選ぶ選挙は「民意の忠実な反映こそが憲法的要請」という点で野党の見解は一致している。

3 単純小選挙区制

自民党は単純小選挙区制について、①政権交代の可能性が高い、②有権者が直接政権を選択できる、③政権が安定する、④政界再編を促す、⑤候補者の顔が見える、⑥多数決原理が貫かれる、⑦政策本位で金がかからない、⑧国民に判り易い等を強調している。

これに対し野党は、①現状では第一党の議席の比率が過大代表となり、自民党の圧勝となり、政権交代が起きにくい、②政権交代が起きるときは劇的な政権交代となり政策の継続性を失う、③国会の機能は首班指名だけではない、④連立政権の否定は認められない、⑤中小政党を切捨てる制度で保守二大政党の政界再編は不当、⑥個人選挙となり政党中心の制度に反する、⑦民意の反映をゆがめる、⑧地元密着型の選挙となり、かえって金がかかると反論し、真っ向から対立している。

また自民党は、国際社会の激動に対応し責任ある選択をするために強力なリーダーシップが必要であり、そのためには民意の集約型の選挙が望ましいと主張する。これをめぐっても、選挙によって反映された民意をどう集約するかこそが国会の役割であり、選挙自体を民意の集約とすると国会に付与された様々な任務に応えないとの野党の反論が行われている。

小選挙区併用型比例代表制については、自民党から①民意を代表するだけで民意を統合しない、②小党乱立を生み、連立政権を必然化させ政権が不安定になる、③超過議席が発生する、④わりにくい制度だと批判が行われ、民社党からは⑤無所属候補者にかかるクロス・ボーティングに伴う政党票の無効は憲法違反、⑥ブロックの意義に問題があるとの論議があり、共産党からは⑦小選挙区導入につながるとの批判が行われた。

これに対して提案者は、①基本的に比例代表制であり民意の反映に応えている、②比例制でも過半数の民意を代表することは可能で、小党分立・政権不安定は間違った認識（小選挙区に全国的に候補者を出した政党が政権の核になっていく）、③超過議席が比例原則を歪めるが、自民党の安定政権論に応えるもの、④判りにくいのは当選者決定システムであり、その正確性が証明されれば国民は一枚の投票用紙に政党名と候補者名を書くだけで判り易い、⑤クロス・ボーティング問題は憲法論議をクリアしている、⑥ブロックの設定は安定政権を生むためとの答弁を行った。

なお自民党内にも民意を反映する併用型比例代表制について賛同する向きもある。

5 今後の論議

与野党両案の対立が膠着状態となる中で、接点を見出そうとする民間政治臨調の小選挙区比例代表連用制案も論議されはじめ、小選挙区制と比例代表制の中間という意味では一つの工夫とはいえるという点で各党の認識は一致してきている。しかし連用制には、①三〇〇小選挙区では自民党優位で政権交代が不可能、②自民党が超過議席分を中小政党から奪うことになる、③一票制は、投票する一票の価値が不等価で問題がある、④名簿結合の問題点、⑤変形ドントへの疑問、等の問題がある。加えて、①安定

政権の実現、②政党再編の誘導、③連立政権に対し否定的、など
という民間政治協調の姿勢にも疑問が生じている。連用制を妥協
案の参考とする場合にも、こうした点の検討が必要である。

また最近になって、①今国会中に政治改革を実現しなければならぬ、与野党案が相打ちとなって何の成果も得られないと国民党に見放される、②中選挙区制への回帰はない、③関連法案は一括処理すべきという点について共産党を除く各党が一致している、との理解が共通して強調されてきている。

さらに、戸別訪問、地方選挙、ポスター、立会演説会、政見放送、選挙予測報道などの選挙に大きな影響を及ぼす諸問題については、議論は不十分であり、今後の詰めが必要である。

三、政治資金の改革

国民の政治不信の大きな原因である政治と金をめぐる問題の解決のための政治資金改革であるが、その焦点は、①企業・団体献金の禁止、②透明性の確保、③ペーティー収入の扱い、④株・不動産等による寄付の禁止、⑤連座制の強化である。

自民党は、個人の浄財は理想的だが現実問題としてなかなか普及しないとして、最高裁の八幡事件判決を根拠に、企業は社会的存在であり政治的行為の自由を有していると主張、政治家個人ではなく政党へ企業献金を集中することによって透明性が図られるとして企業・団体献金を容認する。さらに金のかからない選挙を実現するとしている一方で、物価上昇を理由として企業・団体献金の限度額を二倍に引き上げている。

しかし、八幡事件判決は企業・団体献金の禁止をはばむものではない。国民は企業・団体献金を実現しなければ政治腐敗は無くならないと考えており、企業・団体献金の禁止は立法政策の問題として可能である。しかも献金を政党へ集中するといつても、①5年間の経過措置

を設けていること、②さまざま抜け道があること、③会費程度といふことで資金調達団体への献金を認めていること、④企業献金を残してまま税金を政党に交付することは問題である。

また、政治資金パーティーを自民党は事業としその収入を対価と称しているが、ペーティー收入は寄付とすべきであるし、政党中心といながら政治家のための政治資金調達団体を設け、しかも大都市部の金集めを前提としているのも問題である。

その他、自民党案では①政治資金の公開基準が極めて甘過ぎる（自民案は現行と同じ一件五万円以上、社・公案は一件三万円以上）、また寄附の公開基準については、自民案は政党中心であることを理由に現行より改悪、社・公案は一律一万円以上）、②個人献金を奨励すべきなのに法人税を優遇するのは時代に逆行するという問題や、③制裁強化について五年間の立候補制限にすぎないし、連座の対象が限定されおり実効性がないのではないかということ、監視機関の設置と政治活動の自由、保有する資金の公開などが議論された。

四、政党交付金

政党に対する公的助成については、政党活動の自由を損なうので行うべきでないという意見もあったが、政党中心の政治への移行ということもあり、民主主義のコストとして税金を政治に使うことが認められることで共産党を除く各党は一致している。しかし、野党側は利権と金の関係を断ち切り政治浄化を実現するために企業献金を廃止する代わりの交付金であるという側面を重視しているが、自民党は企業献金を残したまま政党交付金も受けようということを企図しており到底認められない。

また交付金の配分根拠についても、自民党は総額の二分の一は議席数、残額は得票数による配分を主張しているが、選挙制度との一括で考えるならば自民党案は民意の反映のゆがめられた小選挙区の結果に

基づくものであり、到底認められない。社公案のように国民の意思に基づく得票数のみによる配分とする方が公正である。さらに、その他調査・政策活動に不利な野党への配分を手厚くすることや税金を配分されることによる政党の監査や報告義務の問題、交付金総額の妥当性、地方議員の公的助成をどうするのかなどが議論された。

一九九三・五・二二（熊本市）

今国会中に政治改革の実現を

日本社会党
副委員長 佐藤觀樹

政治改革特別委員会は昨日、地方公聴会を終わり、ほぼ自民党案と社会党・公明党案に対する全般的な質疑を終えた。本会議を含めて一〇〇時間を超える審議により、政治改革の目的が「政治腐敗の根絶と選挙制度の改革」とを一体として実現すること」にあることが明らかとなつた。同時に与野党案が相討ちとなって、今国会で何の成果も得られなければ国民に見放されるとの共通の理解が得られたと確信する。

私は、社会党の政治改革・選挙制度プロジェクトの責任者として、委員会審議の先頭に立ってきたが、残された今国会の会期を考えるならば与野党が仕切り直しを行い、来週から直ちに国民の理解を得られる合意案作りの委員会にしなければならないと思う。

社会党は、一九日の都道府県代表者会議で、今後の対応について山

花委員長一任が決定されており、私としては委員長の指示を受け、腐敗防止と選挙制度について、国民の合意を得られる合意作りに臨みたないと考える。

一 腐敗防止は、国民の最も強い願いであり、必ず国民の期待に沿う前進が得られなければならない。このために、①企業・団体献金の廃止に向けての前進、②パーテイー収入の寄附の認定、③政治資金の透明度の確保、④政治家にかかる政治資金団体の数の制限、⑤連座制の強化ならびに罰則の強化等についての合意を目指す。

二 選挙制度は、自民党の単純小選挙区制と社公両党の小選挙区併用型比例代表制についても、それぞれが党案の優れた点を強調し、反論も行なってきた。社会党はもちろん社公案がベストと考えるが、不毛なまま国会を終えることにならないよう、合意形成に努めることをすでに決めた。今度は自民党が、単純小選挙区制に固執しないと表明すれば、話し合いのテーブルが直ちに作られる。

その際の制度上の枠組みは、民意を反映する比例制に小選挙区をどの程度加味するかということになる。これまでの議論を踏まえれば、小選挙区併用型比例代表制の修正や運用制等が考えられる。

三 中選挙区制に回帰しないことを共通理解とするなら、比例代表と小選挙区の割合が最大の論点となる。社会党は、併用制で比例代表三〇〇と小選挙区二〇〇を提案してきたが、この数にこだわらずに話し合いに入る。その際、政治に緊張感をもたらす「政権交代ができる制度」になるという観点が大切である。

四 選挙の主役は有権者であり、国民が判り易い制度であることが大切である。このために、一票制、二票制、一票二記載制の問題、クロス・ボーティング（異党派投票）問題なども、今後の論議で解決したい。また、比例部分における選挙の単位も、ブロック完結型か都道府県完結型かを決定する。

社会党は、国民が期待する政治改革に向けて、二五日から始まる特別委員会において、国民の目に見えるオープンな論議の中で結論を出し、今国会中の改革実現を目指す。

以上

一九九三・五・二四（京都）

政治改革実現をめざし 野党党首会談を提唱する

日本社会党委員長
山花貞夫

社会党は公明党とともに政治改革関連六法案を提出、政治腐敗の根絶を出発点に、佐川疑惑や金丸事件にも示された政権構造腐敗の根源である自民党の長期政権に終止符を打つことをめざす政治改革に積極的に取り組んできました。これまで国民注視のもとに論戦がたたかわされた政治改革調査特別委員会では、中央・地方の公聴会を終え、ほぼ全般的な論点が出そろったと思います。

選挙制度改革については、社公両党の小選挙区併用型比例代表制がすぐれていることが明らかになったと考えますが、自民党の賛成を得ることが出来ません。自民党の単純小選挙区制は民意の反映をゆがめ、中小政党切り捨てを狙う独善的なものであることもより明らかとなりました。

しかし、両案を相討ちとして今国会中の改革を先送りすることは國民の許すところではありません。したがって私は、与野党が合意できるべターな選挙制度改革に向け、すべての政党、党派が再出発する段

階に立ち至ったと考えます。

社会党は、先の都道府県本部代表者会議で各党合意のための新しい提案づくりについて方針を決定しました。私は身の引き締まる想いで、再出発の一歩を踏み出す決意を固めました。

具体的な手順については、佐藤副委員長を責任者とする委員会でのガラス張りの与野党間の討議折衝から始めますが、私としては、これらの経過を踏まえながら、公明党をはじめ民社党、社民連、民主改革連合、日本新党との間での野党党首会談を提唱したいと考えます。党首会談では、左記の四点での合意をめざし、宮沢自民党総裁に結束して政治決断を求めたいと考えます。

一、私は、そのため公明党をはじめ民社党、社民連、民主改革連合、日本新党に「連立政権樹立のための準備会」結成を呼びかけたい。

一、選挙制度改正是、自民党の長期政権に終止符を打ち、政権交代の展望も含めた政治の緊張感を制度的に保障することに意義があります。このため中選挙区制への回帰はありえず、新しい選挙制度で、次の総選挙から実施する以上早い時期の合意に全力をあげます。

一、私は、政治を変えねばならないと感じている国民の気持を野党が正しく受け止めるならば、自民党一党支配を打破するチャンスが野党にも与えられていくと認識します。したがって、選挙制度改革実現の決意のもとに、野党は独立政権構想を一体として準備することを提案します。

同時に改革の目標を共有する三〇〇人の共同候補者擁立のための大膽な選挙協力への話し合いを開始したいと考えます。

以上

一九九三・五・二九（大分市）

政治改革の実現へ自民党 の積極的な姿勢を求める

日本社会党
副委員長 佐藤觀樹

昨日、社会、公明、民社、社民連、民主改革連合、日本新党的六野党・会派の党首会談が開催され、政治改革の実現に向けての野党側の結束と新しい合意案づくりに向けての着実な前進になつたと思う。六野党的合意を受け、宮沢首相も重い腰を上げ、自民党政治改革推進本部に妥協案づくりを指示したようだから来週からいよいよその具体的な協議に入ることになる。

そこで私は、与野党がどのような姿勢をとれば国民の期待に応えることができるか、特別委員会理事会等で討議・折衝していく際の社会党としての問題意識を申し上げたいと考える。

一、社会党および野党側は、政治腐敗の再発を防止し、国民の政治不信を解消していくため、腐敗防止・政治資金規制強化を第一に確認している。これは今回の政治改革の原点が佐川事件、金丸脱税事件に象徴された金権腐敗政治の一掃にあるからである。社会党はこの原点を忘れるな、と繰り返し強調してきた。

自民党は、六年間もかけて政治家の資金調達団体を年間一四万円、

団体の数は二つにすると提案しており、これをもって自民党および周辺への政治資金が減るといった装いを変えてはいない。しかし今までの計算では自民党には八二五億円（企業献金一七五億円、政治団体分五〇〇億円、公的助成一五〇億円）が転がり込み、自民党は今度の政治改革で焼け太りを狙つてはいるといわざるをえず、容認しがたい。

一、社会党が企業・団体献金の禁止を強く主張するのは、腐敗政治の一掃とともに、有権者国民からの期待度に応じて、各党の政治資金、選挙資金にそれなりの均衡が保たれ、対等な立場で政策の競争が実施されるべきだ、との考え方によるものである。有権者国民の選択を仰ぐ土台は民主的であつてこそ、選挙制度も生かされる。その意味で、腐敗防止・政治資金規制強化と選挙制度改革とを一括して、今国会で成立させることが重要である。この点に関し、自民党内から聞こえてくる「切り離し論」を断じて許してはいけない。

一、選挙制度改革についても、社会党および野党側はそれぞれの党が考へてきたベストの案にこだわらず「運用制を軸」として与野党合意案づくりに明確に踏み出している。野党側は国民の前で党首会談を開催し、決意を固めて合意事項を作成した。今度は、自民党が決断し、与野党間の話し合いの土俵に乗る番である。来週初めには自民党が単純小選挙区制にこだわらない、与野党が合意できる積極的な提案をするよう求めたい。

自民党首脳が、自分たちは汗をかかず、野党の合意案づくりを瀕踏みしたり、批判する言動を見せてることは、政権政党として無責任である。選挙制度改革は与野党合意を前提とする改革であり、政権与党である自民党が野党の考え方へ進んで歩み寄ることが民主政治のルールだと考える。

一、社会党は、「連用制を軸」を重要なたき台として党内、野党間でのツメを行ないながら、特別委員会の現場で自民党とも話し合いのピッチをあげたい。私は、何十年に一度といえる今回の大改革に社会党が全党一丸となって進めるよう全力をあげたい。

一九九三・五・一九

建設談合に対する厳正な措置を求める申し入れ

前自民党副総裁・金丸信被告の巨額脱税事件に絡んで、大手建設業者・事業者団体等が政治家や官公庁の発注担当者と結びついて、日常的に不正献金と談合を繰り返してきたことが明らかになっています。こうした中で十三日、公正取引委員会が山梨県建設業界に対して立ち入り検査を実施したことは、先の検察による金丸脱税事件摘発とともに、腐敗構造の解明とその根絶に向けた重要な第一歩として注目に値するものであり、私たちも貴委員会の適確な決断と審査部をはじめとする事務局の皆さんに心から敬意を表します。

本日私たちは政治腐敗根絶と政治改革推進等の課題を掲げ、日比谷野外音楽堂で中央集会を開催いたしますが、この集会のために全国から集まつた労働組合員等の仲間の総意を代表し、貴委員会が今後の取組みにあたり左記の点を十分考慮されるよう申し入れるものです。

一、山梨県建設業協会を舞台に日常的に繰り返されてきた談合事件では、落札価格に応じた金丸被告への一定率の上納、談合に応じない

業者への制裁や知事選の「負け組」業者の指名からの排除などが極めて露骨な形で行われており、その内容の悪質さ、国民経済、地方行政や国政に与える影響はきわめて重大である。このため、貴委員会においては、いかなる政治的圧力にも屈することなく、すみやかに本事件を刑事告発するとともに、引き続き大手建設事業者の関与や他の同様の地方談合についても精力的に調査を進めること。また、告発や排除勧告等の措置をとる際には、業者指名における発注官公庁側担当者の不正な関与等、事業者以外の者に関する事実についても、調査結果をできるかぎり詳細に公表すること。

一、今後、立ち入り検査等は事件発覚後できるかぎりすみやかに実施し、また実施にあたり事前の情報漏洩の防止を徹底するなど、調査方法の改善に努めること。

一、今回の事件に関する国会審議や新聞報道等において、八四年に貴委員会事務局が制定した「建設業ガイドライン」が談合の温床になっているとの指摘が数多くなされていることをふまえ、その廃止を含む改善を早急に検討すること。

右、申し入れます。

一九九三年五月十九日

日本社会党中央執行委員長

山花貞夫

社会党と連帯する労働組合会議会長

橋村良夫

平和・民主主義東京労働組合会議議長

森川隆夫

公正取引委員会委員長
小粥正巳 殿

一九九三・五・六

カンボジア情勢について（談話）

日本社会党書記長
赤松広隆

一、日本政府からカンボジアPKO活動に派遣されていた文民警察官の方々が、正体不明の勢力による襲撃を受け、高田晴行警部補が一命を落とされた。ほか四人の警察官も他国部隊と共に負傷された。ご遺族の方々には心からお悔やみを申し上げ、負傷者の方々にお見舞申し上げたい。

一、待ち伏せ攻撃を加えたという勢力が何者であるのかつぶさに調査し、実態の責任を明らかにするようUN TACと日本政府に強く求めたい。とくに日本政府は、PKO協力法に基づく政府派遣要員から初めて犠牲者がでたという事実を厳粛に受け止め、責任ある判断に基づき、安全確保や一時退避などの再発防止措置を遅滞なくるべきである。

一、社会党はすでに早くから、PKO法が定めた参加五原則のうち「停戦の合意」がカンボジアにおいて事実上崩れないと指摘し、先のUN Vの中田さんが犠牲となった際にも、強く日本政府に再検討を求めてきた。日本政府は法案審議中、「戦争に行くのではなく危険を感じたら独自判断で退避、撤収できる」などと楽観的な答弁をふりまき、犠牲が出たあとも、真剣な再検討を行おうとしたかったことは極めて遺憾だ。本日北京において行われたSNC会合にポルポト派が姿を現さなかつたことも、各派の合意が失われかけていることを裏付けている。

一、五月二三日に迫ったカンボジア総選挙に向けては、同意しないボルポト派との間で一層緊張の高まることが予想され、同国の「国民和解」にはかなりの無理が生じていると考えざるをえない。今回の犠牲も、このような状況の中で生じた。同国の平和的再建の枠組みを確保するためには、ボルポト派を含む外交努力が改めて必要であり、UN TACとの協調を基本にしながら、総選挙の公正で民主的な条件を整えるため、関係国間での協議が緊急に必要だと考える。社会党としては、本部に設置しているPKO法問題対策プロジェクト（嶋崎謙主査）を早急に開催して事態への対応を検討するとともに、現地への党代表の派遣を準備している。早急に本会議及び関係委員会を開催し、議論の場を設けるよう要求する。

以上

カンボジア総選挙の結果について

（談話）

日本社会党書記長
赤松広隆

一、わが党は、国連カンボジア暫定統治機構（UN TAC）の管理の下で行なわれたカンボジア総選挙が有権者の八九・〇四%にのぼる高い投票率を記録し、カンボジア国民の意思に基づいて制憲議会議員が選出されたことを歓迎する。

一、今月二十三～二十八日に行なわれた総選挙は、ボル・ポト派の不

一九九三・四・二六（於：福岡）

「創憲」政策と運動の市民的展開をめざす

日本社会党委員長
山花貞夫

参加や、いくつかの事件・事故、選挙違反などの問題がありつつも、全体として自由で公正に実施されたと判断できる。わが党は、カンボジア各派がこの選挙結果を尊重し、パリ協定にそつて制憲議会の召集、新憲法の制定、新政府の樹立に努力することを期待する。とくに、比較第一党になると見込まれている民族統一戦線と第二党の人民党とが相互に協力することを望みたい。

一、総選挙においては、懸念されたポル・ポト派による大規模な武力攻撃もなく、比較的平穏であったことは喜ぶべきことであるが、同派は依然として和平プロセスへの参加を事实上拒否しており、今後ともカンボジア情勢は予断を許さない。したがって、PKO参加五条件が崩れているという事実は変わっておらず、わが党は引き続き派遣要員の撤収を政府に求めていく。とくに、もつとも困難で危険な業務を強いられている文民警察官の撤収に留意すべきである。

一、カンボジアの将来は、国民的和解と経済再建にかかっている。国民的和解については、ポル・ポト派を切り捨てるのではなく、同派への説得活動を国際社会が引き続き行なうべきであり、また経済再建についても積極的な民生援助を強化すべきである。とくに、国土再建への協力については、日本政府は選挙結果に基づいて誕生する新政権を承認し、同政権に対する支援策を講じるべきである。

1. 委員長就任以来、私が強調してきたのは、政権交代の実現とそのための社会党の改革である。私は、そのために現実変革の視点に立つ「連立」政権論と「創憲」論を提起してきた。
これは、政権交代の方法論とそれを支える価値観、運動論として車の両輪関係をもつものといえる。
連立政権の制度的担保が選挙制度改革である。これは、自民党政権に終止符を打ち、自民党によつてもたらされている「好ましからぬ現実」を変革し、政権交代を実現させるための、社会党が与党になる可能性を付与するための生命線であり、政権交代に向けて身を捨てて選挙制度改革の実現をめざす。

2. 私は、あえて「護憲」ではなく「創憲」を提起した。現実を変革するためには護りや、抵抗ではなく、そして自民党や軍事に偏った安全保障論に基づく改憲論への対置・対抗だけではなく、現実を変えていくビジョンをもち、その方向のバックボーンを確立させる必要性を痛感するためである。

現実を変え、政権を代えていくためには明確な価値観とエネルギーをもたなくてはならない。アンチ・抵抗は抑止力効果はあるが、いま私たちに必要なのは創造のエネルギーであり、新たな国民的価値観の創造であると確信する。



今日、「私の創憲論」を改めて整理し提起するが、これはあくまで出発点であり、政策的にも運動的にも充実した輝きあるものにしていきたいと考える。

- 私は、私の提起も含めて憲法論議を活発化させ、タブーなき自由な議論を深めるために「創憲懇話会」（仮称）のような党内外の自由討論のための幅広いテーブルづくりをめざしたい。また、環境・人権・自治・教育・文化、そして国民の直接参加拡大の政治・行政システム等の分野を中心として政審やシャドーも活用した創憲政策プロジェクトを設置し、研究者・市民運動の協力を得つつ、創憲政策の策定・展開を図る。

同時に、市民レベルでの地域からの運動の展開をめざす。従来の政党や労働組合の運動を超えて、子どもたちに文化と理想を考えてもらう、心を豊かにするための図書館・蔵書の整備や文化運動、女性の社会参加拡大の運動、環境権の制限を前提とした街づくりから環境権を基調とする都市計画運動、分権から地域主権への運動、与えられる福祉ではなく連帯し創りあげる福祉など、政策とも結合した市民的運動の展開を提起したい。

こうした創憲の政策と運動が政権交代を推進し、支える一つの基盤となり、広がりをもつ中で大きなエネルギーと新しい価値観が生まれると確信する。

私 の 創 憲 論

日本社会党委員長
山花貞夫

一、「創憲」を主張したことの意味

私は日本社会党委員長に就任したさい、現実変革の党への前進に向けた基本姿勢を示す立場から、わが党の「護憲」の立場を発展させ、憲法の創造的展開を図る「創憲」の立場に立つと表明いたしました。私が「創憲」の立場を打ち出したもっとも大きな理由は時代の変化です。地球規模でいえば、冷戦がなくなり、ソ連・東欧体制の崩壊がはじまった一九八九年という年のもつ意義の大きさは、どんなに強調してもしきりことはないと思います。この年をもって「戦後」は終わり、新しい時代がはじまつたとも言えます。国内政治でも、国際政治でも、経済・社会の面でも「二つの世界」の制約をこえて、さまざまなもののが苦しみは当然にあります。人々の努力による創造の時代がはじまりました。

人権・民主主義・生活保障といった側面で国際化が深まり、一国的な範囲で、憲法問題を論議できない時代に入っています。国内的には民主主義の一層の深化をもとめる世論と「貧しい社会」から功罪両面をともなう「豊かな社会」への展開のなかで、様々な差別の廃絶、男女の機会均等、子供の権利、環境問題、地域主権、かつての最低生存権を超える質的な生活保障のあり方、参政権の一層の発展など、日本

国憲法を深化させ、創造的に発展させるべき課題がつぎつぎに登場しています。

さらに積極的にいえば、日本国憲法では、不十分にしか規定されていません。これを憲法としても定着させていかなければならぬ部分があることも明らかです。たとえば、①人権規定を国民だけに限定してよいのか、②国民投票の制度はどうか、③環境権や生活時間の新しい権利規定が必要ではないか、④最低保障をこえた新しい生活権保障の規定が必要ではないか、⑤地域主権の明確化をはかる必要はどうか、などの論点がそれにあたります。

平和の問題についても、この新しい時代を背景として、日本国憲法が成立時に想定していた諸条件、あるいはまた憲法が経過してきた六年間の状況を越える新しい事態に対応することが必要となりました。一九八九年までは、憲法の理想の方が現実をはるかに超えていたのに、それ以降は現実の方が憲法の考えていた世界を超えてしまったのではないかとも思われる事態もあらわれたのです。

たとえば、冷戦がなくなつて、体制間戦争の可能性はもはや消滅しました。国家間戦争という点では、なお小規模の紛争の可能性や、理性と国際世論に従わない国家が攬乱要素として登場するといったケイスクスを無視するわけにはいきません。しかし体制間対立という支えを失つて、大規模な国家間戦争は消滅の道をたどりつつあるといえます。現段階ではそうした古典的な戦争にかわって、体制間対立によって抑制されてきた、様々な政治的・社会的・経済的・文化的要因による紛争の激化があります。この諸紛争の適切な解決を通じて、平和な世界をいかに確立していくか、そうした方向にわが国がどのように貢献するかが今日最大の課題になつてゐる、と私は思います。

私の「創憲」の主張は、こうした事態にあくまで積極的に対応しようとというものにはかなりません。

東西冷戦が崩壊し、新しい国際秩序への生みの苦しみがはじまつて以来、各方面から憲法をめぐる様々な論議が活発になつております。そこで特徴は、この見解が政治の焦点の一つとなつております。憲法九条の解釈改憲・名文改憲を意図するいわゆる「新しい改憲論」の台頭です。私は、冷戦後の世界にふさわしく、世界と日本の目標として、「真珠の輝き」をさらに増していくともいえる九条の規定をかえてならないと思います。必要なことは平和、人権、国民主権の基本原則に立つ憲法をいかに創造的に発展させるか、ということです。

私たちはこれまで「護憲勢力」として、平和憲法の価値を否定しようとするあらゆる改憲の動きに抵抗してきました。私たちの果たしてきた役割は正しかつたものと確信します。

しかし、転換の時代を迎えていま、冷戦下のように条文をめぐつての「護憲」か「改憲」かという二元論的憲法の教義論争にとどまつては、時代に適合した政治選択もできませんし、また今日の突出する改憲論と四つに組んでの論議は困難ではないかという思いです。

私の創憲論は、新しく展開されている憲法論議の舞台にあがり、「新しい改憲論」に対置するだけでなく、これまでの護憲運動の意義を踏まえつつ、しかし、従来の阻止・抵抗にとどまることなく、憲法の指示す道を新しい時代のなかでさらに積極的に展開するものとしての提案を試みたものであります。

その際、強調しておきたいのは、私たちの憲法論議は正しい歴史認識を踏まえることと、正しい時代認識に基づくものでなければならぬことの二点が前提だということです。

その一つは、世界平和をもとめる世論と反ファシズムの良心の結晶である日本国憲法の下で、日本が歩んできた四七年の歴史の検証です。この間日本社会党が「護憲の党」であつたことについての確信です。けれどもこのすばらしい歴史も、一步発展させることなしには化石に

なってしまいます。

第二は、あの侵略戦争についての謝罪と責任です。アジアの人々の心からは、日本の侵略戦争による傷跡がいまなお消えていません。口先で「軍事大国にならない」と言つただけでは、アジアの人々の信頼をうることはできません。同時に、過去の反省だけでは不十分であり、現状ではいかに新しい協力関係を築き上げるかの展望をもたなければなりません。

二、私の提案した「創憲」とは、大きく変動しつつある世界と日本の状況をふまえ、国民のコンセンサスを得つつ、「新しい憲法を創る」ほどの意欲をもって、日本国憲法の有する平和主義、基本的人権の尊重、国民主権という三つの基本的な内容をいっそう発展させ、現代にふさわしい、時代の精神に沿う新しい政治・社会システムの基本を創りあげようという立場を示すものです。

この立場に立つ「創憲」には、

- ①日本国憲法の理念と条文に基づき、その示す方向を現状の状況にみあって、積極的な法制度として発展させていく憲法政策、
- ②平和、人権、民主主義の現代的な発展をはかるための各種の市民運動の展開とそのネットワークづくりからなる創造的な憲法運動
- ③現在と将来のわが国的基本方向を明らかにするための、日本国憲法の条文の内容にわたる憲法論議、

の三つの内容が含まれます。

三、「創憲」の三つの内容

重要なことは、憲法は、現実の日本国民の権利の章典であり、立法、司法、行政など国政の基準を示すと同時に、日本国民が希求する理想を掲げているということです。平和主義、基本的人権、国民的・市民的主権という憲法のもつ日本国民の有する理想は、新しい状況のもと

で、一層重要となり、しかも一層現実味を帯びるようになっています。

このような理想にむかって、現実の新しい課題に対処するための新しい手法を見出し、「国民的合意」を確立しようとするのが、「創憲」の立場です。それゆえ、「創憲」のなかには、最初に述べたように、憲法に関する三つの内容が含まれます。

(一)まず「憲法政策的側面」です。新しい大きな変化に対応して憲法理念の具体化を図るため「基本法」などの制定によって、憲法の発展をはかるということです。

たとえば、憲法九条と自衛隊問題を考えてみましょう。

第一に、私は「安全保障基本法」の制定をはかることが必要であると思います。

憲法の精神（理念）にのっとった安全保障基本法にはその骨格として、

①限定的な自衛の原則（構造的攻撃不可能性）

②非核三原則

③海外派遣の禁止

④徴兵制の禁止

⑤文民統制と自衛隊の民主的改革

⑥集団自衛権の不行使

⑦世界と日本の軍縮の促進

⑧武器禁輸原則

等が掲げられることになります。

第二に、私はPKOを含む国際貢献のために自衛隊と別組織をつくるべきであると考えます。「安全保障」あるいは「平和維持活動」とは、本来広く外交・経済・文化の分野にまたがる多角的な非軍事的な政策を含む総合的な概念であり、軍事はそのひとつの中野にすぎません。現在の国際紛争を解決するために、政治的・経済的・社会的・文化的要因の解決のため、わが国が積極的にこれに取り

組み、人的にも国連（国連の改革をめざす必要もありますが）やアジアの平和と共生のための安全保障機構をめざしての努力、あるいは多様なNGOなど、国家の枠をこえた機関や組織の活動を通じる非軍事国際貢献を行うことは不可欠であると思います。

第三に、以上の前提で、今日の自衛隊を再編、削減する具体的な計画が確立されるべきであります。

このような措置をとり、侵略性を排除していく過程での、憲法の理念を具現化するための筋道としての立法作業や法案は、”国民合意”を前提として、憲法の許容するものであると考えます。

すでに社会党は、これまで「国土警備隊」（「党改革のための基本方向」）構想によって実質的に憲法の枠のなかで認められる自衛組織の提案をしてきました。

私は「安全保障基本法」の制定と、自衛隊が構造的に攻撃不可能な「新しい限定的な自衛組織」に削減・再編されれば、領土、領海、領空のなかでの自衛権を担保するものとしての地位が与えられてよいのではないかと考えます。

さらに日本国憲法に基づく基本法としては、安全保障基本法以外にも、あらゆる差別の撤廃などを規定した人権基本法、現代の生活の質を積極的に保障する生活権基本法などが不可欠であると思います。教育基本法や地方自治法についても「創憲」の立場からの組み換えが必要であると思います。

こうした憲法政策については、プロジェクトをつくり、あるいは党の政策審議会やシャドー・キャビネットの各委員会において分担をし、新しい時代に必要な政策を次々と打ち出していきたいと思います。

(一) つぎは創造的な「憲法運動の側面」です。今日、たんに憲法の条文を守るというのではなく、その内容を発展させるための多くの

市民的な運動が発展しています。平和をめざす様々な運動、NGOなど国際活動、環境、人権、男女平等、多様な生活権、一票の重み、法のまえの平等、表現の実質的な自由、プライバシーの擁護など、数え上げることができないほど、多くの人々の活動が憲法にかかわっています。

その一環としての民主主義の全面的な展開を可能とする政権交代可能な政治システム（選挙制度）の確立や国会の行政にたいする優位の確立なども国民の世論としてますます大きくなっています。私はこうした様々な個人や団体の運動とネットワークを形成したいと思うのです。

いま全国で新しい組織方針に基づいた運動が展開されていますが、この憲法運動を中心にする活動の展開が望されます。

(三) 最後は、「憲法論議の側面」です。日本国憲法はその改正にあたって、國民主権に基づく大きな閑門をもうけており、国民の絶対的なコンセンサスを得なければ改正は困難です。しかし、このことは、日本国憲法を永久不变の大典とするという意味ではなく、時代の変化のなかで、必要な改正はおこなわなければならないことはいうまでもありません。私は、この時代に武装国家をめざしたいばかりに憲法九条を変えようとしたり、基本的人権や民主主義に制約を加えようとする改正論議は論外であります。おそらくこのようないい意見は国民のごく少数しか代弁しないでしょう。ただ、私は、無限の解釈改憲で、意欲的に事態を糊塗しようとする官僚政治的発想が間違っているのであって、憲法九条のあり方を含め、わが国の将来、世界の将来をあらためて考える憲法論議には積極的に加わっていきたいと思います。そのような論議を国民的にすすめてこそ、突出した解釈改憲や改憲論の時代錯誤性を国民の前により明らかにすることができます。

念を積極的に活かしていく決意を改めて表明する。

四、「創憲」は日本の政治に前向きに論議しよう、ディベート型の政治にして、国民の政治参加をより積極的にしようという立場からの提案です。日本社会党の委員長として私は、このような積極的な立場にたって新しい論議を開拓しないかぎり、歴史的意義をもつてきた護憲の党としての日本社会党がその存在意義さえ失いかねない、という危惧をもっています。こうした立場からの私の提案にたいして、ぜひ多くの方々から意見をお寄せいただき、今日の腐敗した自民党政治にかわる新しい政治勢力結集の方向で憲法をめぐる考え方の一致をもとめていきたい、というのが、私の考え方であります。

多くの方々から意見を聞き、論議を発展させるために自由論議できる場を、つくってみたとも思っております。党内外のご協力を重ねてお願いいたします。

憲法記念日にあたって

一九九三・五・三

一、冷戦構造の崩壊は、際限のない解釈改憲で軍事大国の道をすすめた自民党政権に根本的な政策転換を求めていた。軍縮をすすめ、平和の下で生きる世界の人々の繁栄をはかり、人権や環境問題など地球的な課題の解決に積極的に努力しなければならない。社会党は、憲法の理念を粗末に扱ってきた人々の乱暴な改憲論、とりわけ国際社会への貢献を名目に武装国家への道を歩むための九条改正論の台頭に強い警戒心をもち、反対の意志をあきらかにする。

一、新しい時代の到来は、憲法が制定時に想定していなかつたり、不十分にしか規定していなかつた事態への対応ももとめている。環境権や生活権の新しい規定、在日外国人の人権、国民投票制度、地域主権などについての憲法政策、主権者国民が主体となる憲法運動の発展が必要である。

一、社会党は、腐りきった政治の根をたち、国民の期待する政治改革の実現、自民党政権に代わる非自民政治勢力による新しい政権の実現のためにも、憲法理念の創造的発展をめざす国民の積極的な論議と大結集を訴え、その先頭に立つ決意である。

日本社会党

一、世界と日本の現実は、冷戦構造崩壊後の新しい時代を迎えて、日本国憲法の指し示した平和主義、民主主義、基本的人権尊重の理念に輝きを与えていた。日本社会党は、憲法を守り抜いてきた国民とともに、憲法施行四六周年の記念日を心から祝し、政治の場で憲法理



エリツ イン大統領の 訪日延期について

日本社会党委員長
山花貞夫

運輸政策審議会答申「今後のタクシーサー事業のあり方について」に関する申し入れ

1. 訪日延期が事実ならば、不安定な国内情勢への配慮があるにせよ訪日延期が二度目であり、残念であると言わざるを得ない。両国関係の改善は、世界平和の維持と国際経済の安定を確保する上で重要であり、「社会党は改めてエリツイン大統領が早期に訪日することを要望する。
2. 大統領の訪日延期理由が伝えられるような領土問題をネックとするものなら、日本政府の側にも一端の責任がある。宮沢内閣が大局的な立場に立って「政経不可分」の原則にこだわらず、「拡大均衡」の外交姿勢を明確に対口支援策を積極的に実施することが、両国関係の前進に有益である。
3. 社会党はこの間、旧ソ連による日本海への核廃棄物投棄に関し、即時中止を訴えてきた。大統領訪日の際、この趣旨を国民の要望として直接伝える考えを持っていたが、その機会が伸びたことは残念である。核廃棄物の安全な処理のために、日ロ間の協力を推進することを両国政府に要望する。

五月一日、運輸政策審議会が「今後のタクシーサー事業のあり方について」を答申した。今回の答申は、昨年九月三日の諮問を受けたものであるがその諮問趣旨は諮問理由にも明らかのように「今後の経済社会の変化に対応したタクシーサー事業の望ましいあり方を明らかに」するため「事業規制、労働力確保等の方策につき総合的に検討」することであつたはずである。しかるに答申の内容は、ハイヤー・タクシーサー事業の実態とともにハイヤー・タクシーサー労働者の劣悪な労働条件による労働力確保の困難さを直視することを避け、一面的な規制緩和のみを最優先させている。今日まで安定的に保たれてきた輸送秩序を混乱させ、労働者の労働条件がいつそう劣悪なる危険性の高いものとなつている。

シャドーキャビネット運輸交通委員会及び日本社会党ハイヤー・タクシーサー対策特別委員会は、運輸省に対し今次答申の運用につき左記のように申し入れるものである。

記

一、答申は規制見直しの基本として、経済的規制の緩和、社会的規制の充実をうたっているが、現行の道路運送法にもとづくタクシーサー事業の規制は、輸送秩序と安全を担保することにより利用者保護を目

的とするものであり、社会的規制の性格の強いものであることから一層充実していくべきである。

二、運賃については、利用者、労働者、事業者それぞれの団体が一致して現行運賃制の維持を求めていたにもかかわらず、複数運賃制への道を開いたことは問題である。今後も引き続き現行運賃制の維持に努力するとともに、低賃金・長時間労働による不適に安価な運賃申請には、利用者保護の観点からも厳格な姿勢で臨むことを求める。

三、料金について答申は「事業者との料金設定」を認める立場をとっているが、これは自由な料金設定によって事実上、運賃規制を無

にするものである。利用者に不当な料金を課すことにもなりかねない。従って、この料金設定を安易に事業者に委ねることなく付加されるサービスの内容をふまえた厳格な規準にもとづき検討を行なうべきである。

四、答申は「需給調整の運用の緩和」を打ち出しているが、これは事業者同士の過当競争を引き起こし、労働者の労働条件の低下ひいては安全輸送を脅かすことにもなりかねない。利用者の需要に的確に対応し、かつ過当競争を防止するために、需給の均衡状態に関する客観的な判断基準を早急に確立し、それに立脚した需給調整を地域実情に即して行なうべきである。

五、答申がタクシー労働者が劣悪な労働条件に置かれているという認識の上に、労働集約産業としてのタクシーの特性を考慮し、労働条件改善の原資を賄うため、運賃改定を適時適切に進める必要性を認めることは評価できる。また、運賃改定の手続き・内容について透明性の確保を求めていることは、今後のタクシー行政のあり方として積極的な意義を持つものであり、併せてタクシー事業のあり方に関する社会的合意形成の場を創設されたい。

六、身体障害者の社会活動に果たすタクシーの役割は他の公共交通機関に比べて格段に大きい。現状はタクシー事業者と労働者の理解の

もとで採算を度外視した活動となっているのが実態である。各自治体が実施している福祉利用券の拡充や、身体障害者専用車両の運行や運賃割引に対する公的助成の制度化等について関係省庁との連携のもと取り組みを進めること。

七、規制緩和について答申は、タクシー近代化センターの既設置地域（東京・大阪）から進めるとしているが、それらの地域で実施された結果を、安易に全国に拡大するのではなく各地域の実情にあわせて運用すべきである。

一九九三年五月二一日

シャドーキャビネット運輸交通委員会

委員長 山中未治

日本社会党ハイヤー・タクシー対策特別委員会

委員長 左近正男

運輸大臣 越智伊平 殿

一九九三年六月一

一九九三年度生産者麦価 に関する申し入れ

麦作は、水稻とともにわが国の土地利用型農業の重要な柱の一つであるが、政府買入価格の相次ぐ引き下げによって、国内産麦の作付面

積は最近一割程度の減少を見せており、政府の示した長期生産見

通しの面積を下回るような状態にある。とくに、北海道などでは有効

な土地利用が図られず輸作体系がくずれるおそれがあり、今後の生産
進行対策に不安が生じている。

国民に安定的に食糧を供給し、政府自らが設定した食糧自給率の回
復をはかるためにも、国内産麦の振興は欠かせない。

よってわが党は、一九九三年度産の政府買入価格の決定にあたり、

左記事項を実現するよう申し入れる。

記

農林水産大臣

田名部 匡 省 殿

一九九三・六・一

地方分権推進決議の採択にあたって

シャドー・キャビネット自治委員長

日本社会党地方行政部会長

五十嵐 広 三

1、地方分権を推進していくための国会決議の実現をシャドー・キャビ

ネットは昨年の一一月に初めて提唱し、その実現に向けて努力して
きたが、本日自民党・社会党・公明党・民社党の共同提案で「地方
分権の推進に関する決議」が衆議院地方行政委員会において全会一
致採択された。今後衆議院本会議に上程、採択される予定であり、

参議院においても日本新党・民主改革連合・二院クラブの各党各会
と。

一九九三年六月一日

日本社会党中央本部

中央執行委員長 山 花 貞 夫

農林水産局長 谷 本 たかし

シャドー・キャビネット

農林水産委員長 辻 一彦

派も提案に加わって同様の決議が行われる運びとなっている。

2、「地方分権」を求める声は幾度となく上げられていたが、常に中央省庁の強い抵抗にあって挫折してきた。今回の決議は、地方分権を確固として進めていくために各党が合意し共通の立場に立ち、国會が初めてその決意を明らかにしたところに大きな意義がある。とにかく「中央集権型行政」の問題と「地方分権を積極的に推進するための法制定」は、社会党の主張で盛り込まれたものであるが、中央集権を排除し分権を断行するための法制定を宣言したことは画期的なことといえる。

3、この「地方分権推進決議」は分権推進の一里塚であり、今後分権推進を求める運動が一層高まっていくことを期待したい。あわせて今通常国会中の衆参両議院での採択を目指して各党に呼び掛けを行ってきた立場から、シャドー・キャビネットとしても決議の実現を受けて、引き続き地方分権推進法案の法制化作業を急ぎ、各党との共同での提案に向けて全力を上げることを改めて表明したい。

右決議する。

参 議 院

地方分権の推進に関する決議

一九九三・六・三

地方分権決議についての声明

日本社会党シャドー・キャビネット
自治委員長 五十嵐 広三

一九九三・六・三

かさを実感できる社会をつくり上げていくために、地方公共団体の果たすべき役割に国民の強い期待が寄せられており、中央集権的行政のあり方を問いかねし、地方分権のより一層の推進を望む声は大きな流れとなっている。

このような国民の期待に応え、国と地方との役割を見直し、国から地方への権限移譲、地方税財源の充実強化等地方公共団体の自主性、自律性の強化を図り、二十一世紀に向けた時代にふさわしい地方自治を確立することが現下の急務である。

したがって、地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策を総力をあげて断行していくべきである。

敗退の連続でした。

これまで地方分権化の挑戦は、いつも中央官僚の固い抵抗のために今回、各党の協力によって、立法府として初めて地方分権を推進する国会決議を行ったことは、画期的なことであり、分権化への国会の強い決意を示したものでした。

今日、さまざまな問題を発生させている東京への一極集中を排除して、国土の均衡ある発展を図るとともに、国民が待望するゆとりと豊

中央政権の腐敗や、東京の一極集中は、積年の中央集権の弊害によるものであり、その改革の決め手は地方分権です。

日本社会党は、各党と協力してこの決議を具体化するため「地方分権推進法」の制定を急ぎ、わが国の政治行政を抜本的に転換するため総力を尽くす決意です。

一九九三・五・二五

環境影響評価法案の概要

日本社会党

II、法案の概要

一 環境影響評価の対象とする開発事業について

埋立て・干拓、飛行場の設置、道路・鉄道の建設などの事業の実施によって環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるもののうち、事業の規模が一定規模以上のもの。

二 環境影響評価報告書の認定などをを行う機関について

国に中央環境影響評価委員会（以下、中央委員会）を、都道府県ごとに都道府県環境影響評価委員会（以下、都道府県委員会）を置く。

三 環境影響評価の手続き・方法について

- I. 提案の趣旨
わが国はかつて、世界に例を見ない高度経済成長を遂げ、国民生活においても、便利さを追う日常生活に慣れ親しんで来た。しかし、そのツケが「公害問題」として一気に吹き出し、そのころから全国各地で公害追放への取り組みが高まり、公害対策はある程度の成果を上げたが、深刻な問題は現在まで尾を引き、根本的な解決には至っていない。問題が起きてしまってからでは、対策を施そうとしても経済的にも技術的にも、完全に元通りにすることなど不可能である。
- そこで社会党は、くり返し環境アセスメント法の制定を主張してきた。その理由は、過去の公害被害を反省した上で未然防止と、良好な環境を将来の世代に引き継いで行くことにはかならない。

現在、審議中の環境基本法案は、環境アセスメント制度の重要性に

ついては記述があるものの「法制化」については曖昧であるため、法制化を促す意味から、今国会に提案することとした。

1 事業の実施について

- 2 事業者は調査計画、報告書の縦覧期間に、それぞれ説明会を開く。

1 事業者は報告書が認定されるまで、工事を実施してはならない。

2 監督官庁などは、委員会から報告書の送付があるまで許認可などができない。また事業の実施による環境への影響を考慮して、許認可などをしなくてはならない。

五 事業実施中の対応について

3 事業者は、事業実施による環境への影響を考慮して事業を行う。

1 ①委員会は報告書を認定した後に、認定の時と著しく地域の状況が異なっている場合や科学的知見が進歩した場合は、事業者に對して再調査を行うよう勧告できる。②関係都道府県知事、市町村長や関係地域住民などは、委員会に對して、再調査の勧告を行うよう要請できる。③委員会は再調査の勧告をしたときは、監督官庁にその旨を伝える。

2 ①委員会が再調査の勧告をしても事業者が応じない場合や再報告書を認定しない場合は、委員会自らが再調査ができる。②委員会が再調査を行う場合は、公聴会を開き、関係都道府県知事、市町村長や地域住民などから意見を聽かなければならない。

3 ①委員会は再調査勧告の後、そのまま事業を続けると影響が著しくなるようなときは、事業者に對してその工事の停止を命令できる。②事業について許認可権などを持つ者は、委員会から再報告書の送付を受けた場合は、事業者に對して、事業の変更について指導・勧告を行うことができる。

六 環境影響評価資料の公開について

1 関係都道府県知事、市町村長や地域住民などは、事業者や委員会に對して環境影響評価に関する資料の公開（開示）を求めることができる。

2 事業者や委員会は、資料開示を求められたときは、資料を開示するよう努めなければならない。

七 國際協力などについて

1 国、地方公共団体や事業者は、環境影響評価について、外國政

府から技術的又は財政的支援を求められた場合は、協力するよう努める。

2 國が国際協力を実施する場合は、事業の実施について環境影響評価が行われるための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 國は、事業者が海外で事業活動を行う場合でも環境影響評価を実施することを推進するために必要な措置を講ずるように努める。

八 条例との関係について

この法律の規定は、地方公共団体が条例で環境影響評価について「上乗せ、横出し」規定を定めることを妨げない。（全く異なる仕組みを作つたりするのはダメ）

III 法案の特徴点

一 中央委員会、都道府県委員会を設置して、審理の過程を公開し、報告書の認定などを行うことにより、環境影響評価が公正に実施されるようにしたこと。

二 監督官庁などは、委員会から報告書の送付があるまで許認可などをできないこととし、環境影響評価をしなければ事業が開始できないようにしたこと。（第五十条から第五十三条）

三 再調査の手続き、工事の停止命令などの措置を設けることにより、事業開始後も環境の保全が図られるようにしたこと。（第五十一条）

委員会は再調査の勧告をしても、事業者が再調査の手続きをしない場合は、委員会自体が再調査をできること。（第五十八条）委員会は再調査の勧告をした後、その事業による影響が著しいものについては、再報告書の公告（＝再調査の終了）までの間、工事の停止を命令できること。（第六十条）

この工事停止命令に違反した者には、罰則を科すこと。（第七十一条）

監督官庁などは、委員会から再報告書を受けたときは、報告書によつて判明した事業の実施による影響を考慮し、環境の保全に配慮して、事業の変更を指導・勧告できること。（第六十一条）

四 環境影響評価を行うべき開発事業の範囲を拡大したこと。
五 関係地域の住民などは、調査計画、報告書について意見を述べることができ、委員会の審理に出席して意見の陳述ができること。

環境影響評価法案大綱

第一、目的

この法律は、良好な環境の確保が現在及び将来の国民の生存のために、必要かつ不可欠であることにかんがみ、開発事業の実施による影響を関係住民等の参加のもとに評価する手続を整備すること等により、開発事業の実施等による環境の汚染及び破壊を未然に防止し、もつて我が国及び地球全体の良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

第二、定義

一 「開発事業」とは、次に掲げる事業（環境に及ぼす影響が小さいものとして政令で定めるものを除く）をいう。

(一) 埋立て及び干拓

(二) 工業用地の造成

(三) 土地区画整理法に規定する土地区画整理事業

(四) 新住宅市街地開発法に規定する新住宅市街地開発事業

(五) 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律に規定する工業団地造成事業及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に規定する工業団地造成事業

(六) 都市再開発法に規定する市街地再開発事業

(七) 新都市基盤整備法に規定する新都市基盤整備事業

(八) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に規定する住宅街区整備事業

(九) 流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務団地造成事業

(十) 飛行場の設置及びその施設の変更

(十一) 鉄道、軌道又は索道の建設及びその施設の変更

(十二) 道路法に規定する道路及び道路運送法に規定する自動車道の新設及び改築

(十三) 林道の開設及び改良

(十四) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置及び変更

(十五) 下水道法に規定する下水道の設置及び改築

(十六) 電気事業法に規定する電気工作物の設置及び変更

(十七) ガス事業法に規定するガス工作物の設置及び変更

(十八) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する原子炉施設、再処理施設等の設置及び変更

(十九) 熱供給事業法に規定する熱供給施設の設置及び変更

(二十) 石油業法に規定する特定設備の新設、増設及び改造

(二十一) 石油パイプライン事業法に規定する事業用施設の設置及び変更

(二十二) 都市計画法に規定する特定工作物に該当する工作物の建設及び変更

(一) 河川法に規定する河川工事

(二) 港湾法に規定する港湾工事

(三) 海岸法に規定する海岸保全施設の新設及び改良

(四) 鉱業法に規定する鉱物の試掘及び採掘

(五) 採石法に規定する岩石の採取

(六) 以上に掲げるもののほか、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業であつて政令で定めるもの

二 「事業者」とは、開発事業を実施しようとする者をいう（第十三において用いる場合を除く）。

第三、環境影響評価委員会

一 環境省に国家行政組織法第三条第二項の委員会として中央環境影響評価委員会（以下「中央委員会」という。）を、都道府県に地方自治法第百三十八条の四第一項の委員会として都道府県環境影響評価委員会（以下「都道府県委員会」という。）を置く。

二 中央委員会は、本法の施行に関する事務のうち次に掲げる開発事業に係るもの及び本法の施行全般に係るものとし得るものを処理する。
(一) 第一の（一）から（九）までに掲げる事業であつて規模の大きいものとして政令で定めるもの並びに同（十）及び（十八）に掲げる事業

(一) 事業を実行する区域が二以上の都道府県の区域にわたる事業
(二) 国が実施する事業

三 都道府県委員会は、本法の施行に関する事務のうち二に掲げる開発事業以外の開発事業に係るものとし得るものを処理する。

四 中央委員会及び都道府県委員会は、本法を実施するため、それぞれ中央委員会規則及び都道府県委員会規則を定めることができる。

第五、環境影響評価指針

一 中央委員会は、開発事業の種類ごとに環境影響評価指針を定めるものとする。

二 環境影響評価指針においては、開発事業の実施が環境に及ぼす影響（当該開発事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動等に伴つて生ずる影響を含む。以下「開発事業の実施による影響」という。）を明らかにするために一般的に必要と認められる調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）の項目及び方法を定めるものとする。

三 中央委員会は、科学的知見の進歩に伴い、環境影響評価指針を改訂しなければならない。

第六、事業者の責務

事業者は、開発事業を実施するに当たっては、環境の保全に最大限の努力をしなければならない。

第七、環境影響評価に関する手続

一 調査計画の作成等

(一) 事業者は、開発事業を実施しようとするときは、開発事業の実施による影響に関する調査等についての計画（以下「調査計画」という。）を作成して、中央委員会又は都道府県委員会に提出し、当該調査計画が開発事業の実施による影響を明らかにし得るものであると認められることについて、認定を受けなければならない。

(一) 中央委員会又は都道府県委員会は、調査計画が提出された場合

には、関係都道府県知事及び関係市町村長に調査計画を送付して

その意見を聞くとともに、調査計画の提出を受けた旨及び関係地域、縦覧の場所等を公告し、調査計画を公衆の縦覧に供しなければならない。

(二) 事業者は、(一) の縦覧期間内に、関係地域において、調査計画の説明会を開催し、調査計画について説明しなければならない。

(四) 関係地域に住所を有する者(以下「関係住民」という。)その他関係地域の環境について学識又は経験を有する者(以下「関係住民等」と総称する。)は、(三) の説明会の後一定期間内に、中央委員会又は都道府県委員会に対し、調査計画について意見書を提出することができる。この場合において、中央委員会又は都道府県委員会は、意見書の提出を受けたときは、意見書の提出を受けた旨及び縦覧の場所等を公告し、意見書を公衆の縦覧に供しなければならない。

(五) 中央委員会又は都道府県委員会は、(四) の縦覧期間満了後、提出された調査計画について審理を行う。審理は、事業者及び関係住民等のうち相当と認める者に説明を求めるにより行う。

なお、関係住民等から意見書の提出がなされなかつた場合には、審理は省略することができる。

(六) (五) の審理は、公開しなければならない。ただし、中央委員会又は都道府県委員会が必要と認めるときは、公開しないことができる。

(七) 中央委員会又は都道府県委員会は、(五) の審理の後、会議において調査計画の認定の可否を決定する。

(八) 中央委員会又は都道府県委員会は、調査計画の認定の可否を決定したときは、その決定を事業者に通知し、公告しなければならない。

二 環境影響評価報告書の作成等

(一) 事業者は、認定を受けた調査計画(以下「認定調査計画」という。)に基づいて調査等を行い、環境影響評価報告書(以下「報告書」という。)を作成し、中央委員会又は都道府県委員会に提出して、当該報告書が開発事業の実施による影響を明らかにしたものであると認められることについて、認定を受けなければならない。

(二) 事業者が認定調査計画に基づいて行う調査等に係る土地の所有者等は、当該調査等に協力するよう努めなければならない。

(三) 事業者は、認定調査計画に基づいて行う調査等に関係住民等が立ち会えるよう配慮しなければならない。

(四) 中央委員会又は都道府県委員会は、報告書が提出された場合は、関係都道府県知事及び関係市町村長に報告書を送付してその意見を聞くとともに、報告書の提出を受けた旨及び縦覧の場所等を公告し、報告書を公衆の縦覧に供しなければならない。

(五) 事業者は、(四) の縦覧期間内に、関係地域において、報告書の説明会を開催し、報告書について説明しなければならない。

(六) 関係住民等は、(五) の説明会の後一定期間内に、中央委員会又は都道府県委員会に対し、報告書について意見書を提出することができる。この場合において、中央委員会又は都道府県委員会は、意見書の提出を受けたときは、意見書の提出を受けた旨及び縦覧の場所等を公告し、意見書を公衆の縦覧に供しなければならない。

(七) 中央委員会又は都道府県委員会は、(六) の縦覧期間満了後、提出された報告書について審理を行う。審理は、事業者及び関係住民等のうち相当と認めるものに説明を求めるにより行う。なお、関係住民等から意見書が提出されなかつた場合には、審理を省略することができる。

(八) (七) の審理は、公開しなければならない。ただし、中央委員会又は都道府県委員会が必要と認めるときは、公開しないことができる。

(九) 中央委員会又は都道府県委員会は、(七) の審理の後、会議において報告書の認定の可否及び第七の二又は三の意見を決定する。

(十) 中央委員会又は都道府県委員会は、報告書の認定の可否を決定したときは、その決定を事業者に通知し、公告するとともに、報告書を認定したときは、事業者が政令で定める法律の規定に基づく免許等を受け、又は届出をして開発事業を実施しようとする者である場合にあっては当該免許等を行い、又は届出を受理する者に対しても、事業者が国の補助金等の交付を受けて開発事業を実施しようとする者ではある場合にあっては当該補助金等の交付の決定を行つ者に対して、事業者が公団等である場合にあっては当該開発事業について公団等を監督する者に対して、報告書を送付しなければならない。

三 調査計画又は環境影響評価報告書の変更等

(一) 事業者が、一の(一)の調査計画の提出後一の(八)の公告がなされるまでの間に調査計画を変更し、又は二の(一)の報告書

五 中央委員会又は都道府県委員会は、一又は三の意見を送付したときは、その旨及び縦覧の場所等を公告し、その意見を公衆の縦覧に供しなければならない。

の提出後二の(十)の公告がなされるまでの間に報告書を変更する必要があると認める場合(二)に該当する場合及び変更が軽微である場合を除く。)には、それぞれ一又は二の例により、その変更する部分について手続を行うものとする。

(二) 事業者が調査計画又は報告書に記載された開発事業の内容を変更して開発事業を実施しようとする場合(変更が軽微である場合を除く。)には、その開発事業については、一及び二の手続を再度行うものとする。

第七、開発事業の実施等に関する措置

一 事業者は、報告書の認定を受けるまでは、開発事業を実施してはならない。

二 中央委員会又は都道府県委員会は、第六の一の(十)により、開発事業について政令で定める法律の規定に基づく免許等を行い、若しくは届出を受理し、国の補助金等の交付の決定を行い、又は公団等を監督する者(以下「監督等を行う者」という。)に報告書を交付する場合には、報告書の交付と併せて、監督等を行う者に対し、環境の保全上の見地からの意見を送付することができる。

三 中央委員会又は都道府県委員会は、監督等を行う者が存しない事業者に報告書の認定の通知する場合には、その通知と併せて、事業者に対し、環境の保全上の見地からの意見を送付することができる。

六 監督等を行う者は、免許等、届出に関する命令等、補助金等の交付の決定又は公団等の監督を行うに当たっては、報告書に記載された開発事業の実施による影響を考慮し、環境の保全に配慮してこれを行わなければならない。

七 三の事業者は、開発事業の実施に当たっては、報告書に記載された開発事業の実施による影響を考慮し、環境の保全に配慮しなければならない。

八 監督等を行う者又は三の事業者は、(一)又は(二)の意見を尊重しなければならない。

第八、開発事業の実施中における措置

一 事情の変更等による再調査

(一) 中央委員会又は都道府県委員会は、第六の二の(十)の公告の後、事情の変更又は科学的知見の進歩により開発事業の実施による影響について調査等を再度行うことが必要と認められるときは、

第六の例により当該調査等(以下「再調査」という。)に関する手続を行うことを、三の(二)の開発事業に係る工事の完了の届出又は通知を受けるまでの間において、事業者に勧告することができる。この場合において、第六における総覧期間その他の期間は短縮するものとする。

(一) 都道府県知事、市町村長、関係住民及び環境の保全について学識又は経験を有する者は、中央委員会又は都道府県委員会に対し、(一)の勧告を行ふことを要請することができる。

(二) 中央委員会又は都道府県委員会は、(一)の要請を受けたときは、(一)の勧告を行うかどうかを決定し、要請をした者に通知しなければならない。

(四) 中央委員会又は都道府県委員会は、(一)の勧告をしたときは、その旨を公告するとともに、監督等を行う者に通知しなければならない。

(五) 中央委員会又は都道府県委員会は、事業者から再調査についての計画(以下「再調査計画」という。)又は再調査に係る報告書

(以下「再報告書」という。)の提出を受けたときは、第六の例により手続を行うものとする。

二 委員会による再調査手続

(一) 中央委員会又は都道府県委員会は、(一)の(一)の勧告をした場合において、事業者が一定期間以内に再調査計画を提出しないとき、再調査計画の認定後一定期間以内に再報告書を提出しないときその他第六の例による手続を行わないと認めるときは、自ら再調査計画又は再報告書の認定をしないことを決定したときは、自ら再調査を行うことができる。

(二) 中央委員会又は都道府県委員会は、自ら再調査を行おうとするときは、再調査計画を作成し、これを公告するとともに、事業者に送付しなければならない。

(三) 中央委員会又は都道府県委員会は、再調査計画を作成しようとすることは、公聴会を開かなければならぬ。

(四) 中央委員会又は都道府県委員会は、再調査計画に基づいて再調査を行い、再報告書を作成し、これを公告するとともに、事業者及びその開発事業に係る監督等を行う者に対して送付しなければならない。

(五) 中央委員会又は都道府県委員会は、再報告書を作成しようとするときは、公聴会を開かなければならない。

(六) 都道府県知事、市町村長、関係住民及び環境の保全について学識又は経験を有する者並びに事業者は、(三)及び(五)の公聴会において、再調査について意見を述べることができる。

三 開発事業の改善のための措置等

(一) 中央委員会又は都道府県委員会は、(一)の(一)の勧告をした後、再調査に係る開発事業の実施による影響が著しいものとなるおそ

れがあると認めるときは、当該開発事業に係る工事のうち当該影響に係るもの停止を、再報告書の認定の公告又は再報告書の工事の日までの間ににおいて、事業者（国及び地方公共団体を除く。）

に対し命令し、又は事業者である国若しくは地方公共団体に対し要請することができる。この命令をした場合において、中央委員会又は都道府県委員会は、当該開発事業の実施による影響が明らかになったと認めるときは、工事の再開を認めるものとする。

(二) 免許等を行い、届出を受理し、又は補助金等の交付の決定をした者は、中央委員会又は都道府県委員会から再報告書の送付を受けた場合には、一定期間内において、再報告書に記載された開発事業の実施による影響を考慮し、環境の保全に配慮して、事業者に対し、開発事業の改善について、指導及び勧告を行うことができる。

(三) 事業者（国及び地方公共団体を除く。）は、開発事業に係る工事を開始したとき及び完了したときは、中央委員会又は都道府県委員会にその旨を届け出なければならない。また、事業者である国及び地方公共団体は、開発事業に係る工事を開始したとき及び完了したときは、中央委員会又は都道府県委員会にその旨を通知しなければならない。

(四) 第七の二から八までは、再報告書について、同様とする。

第九、費用の負担

開発事業による影響に関する調査等に要する費用は、事業者が負担する。

第十、関係行政機関等の協力

一 中央委員会又は都道府県委員会は、開発事業の実施による影響に関する調査等を行うために必要と認めるときは、関係行政機関の長

及び関係地方公共団体の長に対し、資料及び情報の提供について協力を要請することができる。

二 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長は、一の要請を受けたときは、資料及び情報を提供するよう努めなければならない。

第十一、環境影響評価に関する資料の開示

一 関係都道府県知事、関係市町村長及び関係住民等は、事業者及び中央委員会又は都道府県委員会に対し、開発事業の実施による影響に関する調査等に係る資料の開示を求めることができる。

二 事業者及び中央委員会又は都道府県委員会は、一の求めを受けたときは、開発事業の実施による影響に関する調査等に係る資料を開示するよう努めなければならない。

第十二、試験研究体制の整備等

国及び地方公共団体は、環境影響評価に関する制度の適正な運営が確保されるよう、試験研究体制の整備、専門技術者の養成その他の環境影響評価に関する技術の向上を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第十三、国際協力等

一 国、地方公共団体及び事業者は、環境影響評価について、外国の政府から技術的又は財政的支援を求められたときは、これに協力するよう努めるものとする。

二 国は、国際協力の実施に当たっては、当該協力に係る事業の実施について環境影響評価が実施されるために必要な措置を講ずるよう

努めるものとする。

合の四者で協議を重ね成案を得たものである。法案の内容は、次のとおり。

三 国は、事業者が、本邦以外の地域で事業活動を行う場合に、自ら環境影響評価を実施することを推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十四、条例との関係

この法律の規定は、地方公共団体が条例で環境影響評価に係る必要な規定を定めることを妨げるものではない。

一九九三·六·二

「住宅基本法案」の

国会提出に当たつて

シャドーキヤビネット建設委員会

本法案は、三月下旬に木間章シャドーキャビネット建設委員長が各党に呼び掛け、共同提案について合意を得て以来、種田誠・土地・住宅政策調査会内住宅法小委員会委員長を中心に、三会派と民主改革連

- 1 住宅政策の目標が「ゆとりある住生活の実現」にあることを明確に打ち出すとともに、国民の住生活の充実は国や自治体の責務であることを明記した。

2 低所得者向けの公営住宅、中堅勤労者向けの公社・公団住宅といった従来の収入階層別の住宅供給政策を改め、これまでバラバラに運用されてきた各個別分野の法律を包括する「公共賃貸住宅」を新たな住宅供給の柱として位置付ける。

3 公共賃貸住宅は、市場の中で適正な負担においてはゆとりある住宅を確保できない者その他高齢者・障害者等の需要に応じて、自治体、公社・公団等が供給し、供給主体の如何にかかわらず、所得に応じた家賃設定を行う。

4 住宅のバリアフリー化を促進するため、加齢に伴う身体機能の低下に対応することのできる「加齢対応型住宅」、障害者等の入居者が持っているハンディキャップに応じて改良され、在宅における福祉サービスの提供に配慮した「地域福祉型住宅」の供給を促進する。

5 住宅の入居に関して、年齢、性別、心身の障害の有無、世帯の構成、人種、国籍等を理由とし差別が行われることのないようにする。

6 環境に対する負荷を低減するため、住宅の省エネルギー、建築材料の耐久性の向上、建築資材のリサイクル等を推進する。

7 住宅に係る災害対策を進めるため、急傾斜地の崩壊、津波、高潮、出水等による危険があると認められる地域に関する情報の公開、危険の著しい地域における住宅建設等の禁止、防災性能に優れた住宅の建設の促進、災害を受けた住宅の再建の促進等の施策を推進す

住 宅 基 本 法 案

また、住宅は、単に私的財であるにとどまらず、まちを形づくる基本的な要素として社会的な性格を有するものである。伝統的な家並みや新しい市街地の景観が地域の歴史や生活文化を表象しているように、住宅は、地域社会のあり方とも密接にかかわっている。ともすれば現状への対応に追われ続けてきた住宅政策を、地域からの発想の下に未だ豊かな居住環境の創造へと確実に歩みを進めなければならぬ。

ここに、ゆとりのある住生活を実現することを目指しつつ、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、住生活に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

目次

前文

- 第一章 総則（第一条—第五条）
- 第二章 住生活の基準（第六条・第七条）
- 第三章 住宅の供給の促進（第八条—第十九条）
- 第四章 居住環境の整備等（第二十条・第二十一条）
- 第五章 住宅及び宅地の取引の公正の確保等（第二十二条—第二十
四条）
- 第六章 住宅に係る災害対策（第二十五条・第二十六条）
- 第七章 行政機関等（第二十七条—第二十九条）
- 第八章 住宅宅地政策審議会（第三十条・第三十一条）
- 第九章 雜則（第三十二条）
- 附則

第一章 総則

（政策の目標）

第一条 住生活に関する政策の目標は、すべての国民が、世帯の構成及びその変化、地域の特性等に応じ、良好な居住環境の下で、適正な負担においてゆとりのある住生活を営むに足りる住宅を確保できるようにすることにあるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国は、前条の目標を達成するため、住生活に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。
地方公共団体は、前条の目標を達成するため、当該地域の自然的経済的社會的諸条件に応じた住生活に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（国民の協力等）

住宅は、国民生活の基盤であり、ゆとりのある住生活の実現は、豊かな国民生活を築く上で不可欠なものである。しかしに、居住環境を含め国民の住生活の現状は、未だ不十分な状態にある。住宅の質の向上と、良好な居住環境の形成は、最も優先されるべき国民的課題である。

第三条 国民は、自ら住生活の向上に努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する住生活に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業主は、その雇用する労働者の住生活の安定向上に努めなければならない。

3 住宅の建設又は宅地開発の事業を行う者は、国及び地方公共団体が実施する住生活に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第四条 政府は、住生活に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第五条 政府は、毎年、国会に、国民の住生活の現況及び政府が住生活に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る国民の住生活の現況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

3 政府は、前項の講じようとする施策を明らかにした文書を作成するには、住宅地政策審議会の意見を聽かなければならない。

第二章 住生活の基準

第六条 政府は、国民がゆとりのある住生活を営むに足りる居住水準、居住環境に関する基準及び住居費負担に関する基準を定めなければならない。

2 政府は、前項の規定により居住水準、居住環境に関する基準及び住居費負担に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、住宅地政策審議会の意見を聽かなければならない。

3 政府は、第一項の規定により居住水準、居住環境に関する基準及び住居費負担に関する基準を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の居住水準、居住環境に関する基準又は

住居費負担に関する基準の変更について準用する。

第七条 地方公共団体は、当該地域の自然的経済的社会的諸条件に応じ、前条第一項の政府が定める居住水準又は居住環境に関する基準を超える基準を定めることができる。

第三章 住宅の供給の促進

(住宅の供給に関する計画)

第八条 国及び地方公共団体は、住宅の供給を総合的かつ計画的に促進するため、住宅の需要及び供給に関する長期的見通しに即して、住宅の供給に関する計画を作成し、これを公表しなければならない。

2 前項の計画には、住宅の供給に関連して必要となる宅地等に関する事項を含むものとする。

3 第一項に規定する計画の作成に当たっては、住民の意見が反映されるよう配慮されなければならない。

(公共賃貸住宅の供給の促進)

第九条 国及び地方公共団体は、公共賃貸住宅（地方公共団体及び住宅の供給を行うことを目的とする公法上の法人が賃貸する住宅並びに民間賃貸住宅であつて当該家賃の減額について国又は地方公共団体から補助を受けるものをいう。以下同じ。）の供給に努めるものとする。

2 国又は地方公共団体は、公共賃貸住宅を供給する者に対し、建設費の補助、長期かつ低利の資金の融通、税制上の優遇措置その他公共賃貸住宅の供給の促進に必要な措置を講ずるものとする。

3 公共賃貸住宅の供給に当たっては、適正な負担においてはゆとりのある住宅を確保できない者の需要並びに第十六条及び第十七条第一項に規定する住宅の需要について考慮されなければならない。

(公共賃貸住宅の管理等)

第十条 公共賃貸住宅の管理は、適正かつ合理的に行われなければならない。

らない。

2 公共賃貸住宅の家賃は、入居者の負担能力を考慮して、適切な水準となるよう定められなければならない。

(高齢者等に対する配慮)

第十一條 国及び地方公共団体は、公共賃貸住宅の入居者の選定に当たっては、高齢者、母子家庭、障害者等について適切な配慮がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。

(建替えの促進)

第十二条 国及び地方公共団体は、公共賃貸住宅（民間賃貸住宅であるものを除く。）の建替えを促進するため必要な措置を講ずるものとする。この場合において、国及び地方公共団体は、建替えを行おうとする公共賃貸住宅に現に居住している者の居住の安定を行ため適切な配慮をしなければならない。

(持ち家住宅の建設等の促進)

第十三条 国及び地方公共団体は、自ら居住するための住宅の建設、購入又は改良を行う者に対し、長期かつ低利の資金の融通、税制上の優遇措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間賃貸住宅の供給の促進)

第十四条 国及び地方公共団体は、民間賃貸住宅（公共賃貸住宅であるものを除く。）の供給を行う者に対し、長期かつ低利の資金の融通、税制上の優遇措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(勤労者のための住宅の供給の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、勤労者のために住宅を供給する事業を行う者に対し、長期かつ低利の資金の融通、税制上の優遇措置その他必要な措置を講ずるものとする。
2 勤労者のための住宅の供給に当たっては、通勤負担の軽減について配慮されなければならない。

(加齢対応型住宅の供給の促進)

第十六条 国及び地方公共団体は、加齢に伴う身体機能の変化に対応

できる住宅及び当該住宅のための設備の供給を行う者に対し、長期かつ低利の資金の融通、税制上の優遇措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(地域福祉型住宅の整備の促進)

第十七条 国及び地方公共団体は、高齢者、障害者等の日常生活に適する住宅とするための改良を行う者に対し、当該改良に要する費用に対する補助その他必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、住生活に関する施策を実施するに当たっては、居宅において介護を必要とする者に対する福祉サービスの提供等適切な配慮をしなければならない。

(住宅の質の向上等)

第十八条 国及び地方公共団体は、住宅の質の向上及び建設に係る費用の低廉化を図るため、住宅に関する設計及び施工の合理化並びに住宅用建築材料の品質の向上等に係る研究開発について、その体制の整備、推進及び成果の普及等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、環境への負荷の低減に資するため、住宅に係るエネルギーの使用の合理化、住宅用建築材料の耐久性の向上及び建築資材の再利用等に係る研究開発について、その体制の整備、推進及び成果の普及等必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、前二項に規定する研究開発を行う者に対し、必要な技術上の援助及び金融上の措置を講ずるものとする。

(税制上の措置)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項及び第十六条に規定するもののほか、住宅の供給を促進し、及び住居費負担の適正化を図るための税制上の措置につき必要な配慮をするものとする。

第四章 居住環境の整備等

(関連公共施設の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、良好な居住環境を確保するため、道路、公園、下水道等の公共施設及び学校、病院等の公益的施設の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

2 住宅の建設又は宅地開発の事業を行う者が、公共施設又は公益的施設の整備により著しく利益を受けることとなる場合においては、その利益に応じた適切な負担が求められるものとする。

3 国及び地方公共団体は、住宅の建設又は宅地開発の事業を行う者が、その事業の実施に伴って公共施設又は公益的施設の整備を行う場合には、当該事業を行う者に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助を行うものとする。

(既成市街地の更新)

第二十一条 国及び地方公共団体は、狭小かつ老朽化した住宅が密集する地域等における居住環境及び住宅の質の向上を図るため、地域社会の維持に配慮しつつ、再開発その他の市街地の更新に必要な措置を講ずるものとする。

第五章 住宅及び宅地の取引の公正の確保等

(住宅及び宅地の取引の公正の確保等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、住宅及び宅地の取引の公正並びにその適正な価格の形成を図るため、住宅及び宅地の取引に関する事業の適正な運営を確保する等必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、住宅の建設及び宅地の開発を行う事業の適正化を図るため、優良な事業の認定その他必要な措置を講ずるものとする。

(住宅の性能の保証)

第二十三条 国及び地方公共団体は、住宅を購入する者の利益の保護

を図るため、住宅又はその設備の性能の保証制度を確立する等必要な措置を講ずるものとする。

(住宅の流通機構の整備)

第二十四条 国及び地方公共団体は、既存の住宅の有効な活用を促進するため、流通機構の整備等必要な措置を講ずるものとする。

第六章 住宅に係る災害対策

(住宅の災害からの保護)

第二十五条 国及び地方公共団体は、住宅を災害から保護するため、急傾斜地の崩壊、津波、高潮、出水等による危険があると認められる地域に関する情報を公開し、広く周知させるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する危険の著しい地域において宅地の造成、住宅の建設等の行為を禁止し、若しくは制限し、又は住宅の移転を促進する等の措置を講ずるとともに、耐火性・耐震性等防災のための性能に優れた住宅の建設を促進する等必要な施策を講ずるものとする。

(災害を受けた住宅の再建の促進)

第二十六条 国及び地方公共団体は、災害を受けた住宅の再建を促進するため、災害を受けた住宅の補修又は当該住宅に代わるべき住宅の建設等を行う者に対し、長期かつ低利の資金の融通等必要な措置を講ずるものとする。

第七章 行政機関等

(行政組織の整備等)

第二十七条 国及び地方公共団体は、住生活に関する施策を講ずるにつき、相協力し、整合性を確保するよう努めるとともに、総合的見地に立った行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

2 地方公共団体は、自ら住生活を向上させようとする住民の努力を助長するため、住生活に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

(住宅入居に関する差別の禁止)

第二十八条 国及び地方公共団体は、住宅の入居に関して、年齢、性別、心身の障害の有無、世帯の構成、人種、国籍等を理由として差別が行われることのないよう、啓発等適切な施策を講ずるものとする。

(調査の実施)

第二十九条 国及び地方公共団体は、住生活に関する施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、住宅の規模、保有の状況等国民の住生活の現況に関する調査を実施しなければならない。

第八章 住宅宅地政策審議会

第三十条 建設省に、住宅宅地政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設大臣の諮問に応じ、住宅及び宅地に関する総合的基本的な施策に関する事項について調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、建設大臣及び関係各大臣に意見述べることができる。
第三十一条 前条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

いて必要な事項を条例で定めることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

国民の住生活の安定向上が国民生活における緊急かつ重要な課題であることにはかんがみ、住生活に関する政策を総合的に推進するため、国民の住生活に関する政策の目標、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の住生活に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約三千万円の見込みである。

一九九三・六・七

情報公開法案の国会提出について

第九章 雜則

(条例の制定)

第三十二条 地方公共団体は、住民の住生活の向上を図るため、当該地域の自然的経済的社会的諸条件に応じた住生活に関する施策につ

本日、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スボーツ・国民連合、民主改革連合、日本新党的五会派は、共同で「行政情報の公開に関する法律案」（情報公開法案）を参議院に提出した。日本社会党は、一九八一年に第一次の情報公開法案を国会に提出し

て以来、情報公開法の早期制定をめざして活動を続けてきたが、八九年一二月、連合参議院（当時）の呼び掛けに応じて、参議院に「情報公開法」を共同提案するための各党協議を開始した。九一年一月には各党共同案を発表し広く各界各層の意見を聴いたうえで提出法案を確定することとしたが、その後のPKO法案審議などのために共同提案の条件が整わず、今回ようやく法案提出の運びとなつた次第である。

行政情報の公開に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、国民の知る権利を保障し、行政の公正で民主的な運営を確保する上において、行政情報を国政の信託者である国民に対して広く公開することが不可欠であることにかんがみ、行政情報の公開の総合的な推進に関する行政機関の責務及び行政情報の開示を請求する権利を明らかにするとともに、行政情報の公開に関し必要な事項を定め、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とすること。

（第一条関係）

第二 定義

この法律における用語の意義は、次に定めるところによるものとすること。

- 一 行政情報 行政機関が保有する情報
- 二 行政機関 次に掲げる機関

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関、国家行政組織法第三条第二項に規定する国の行政機関として置かれる機関及び法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関
ロ 国家行政組織法第八条の三の特別の機関のうち政令で定めるもの

ハ 会計検査院

三 行政資料 国の行政事務又は事業に関する文書図画、マイクロフィルム、撮影フィルム、スライド、録音テープ、録画テープ、電磁的記録その他政令で定める採録物で、行政機関が管理しているもの

四 電磁的記録 文書図画の内容を電子計算機により記録した磁気ディスク等。ただし、専ら文書図画の内容を検索する目的で作成されたものを除く。
（第二条関係）

第三 行政情報の公開の総合的な推進

行政機関は、行政情報の公開を総合的に推進するため、行政情報を開示するほか、行政に関する正確で分かりやすい情報を国民が迅速かつ容易に得られるよう情報提供施策及び情報公表制度の拡充に努めるものとすること。
（第三条から第六条まで関係）

第四 行政情報の開示

何人も、行政機関の長に対し、行政情報（行政資料に記録されているものに限る。以下第十二条までにおいて同じ。）の開示請求をすることができる。行政機関の長は、開示請求があったときは、第五の場合を除き、開示請求者に対し、当該開示請求に係る行政情報を開示しなければならないこと。
（第七条関係）

第五 不開示とことができる行政情報

行政機関の長は、開示請求に係る行政情報の全部又は一部が次に掲げる情報のいずれかの情報であると認める場合には、当該全部又は一部を開示しないことができること。

- 一 個人に関する情報（公務員又は公務員であった者に関する情報のうちその職務に関するもの及び事業を営む個人に関する情報のうちその事業に関するものを除く。）であって、当該個人を識別できるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 法令の規定により何人でもその内容を知ることができる情報
- ロ 公表することを目的として行政機関の職員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報
- ハ 法令の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに相当する行為又は国の会計経理に関する事務の処理に際して行政機関の職員が作成し、又は取得した行政資料に記録されている情報
- 二 内閣総理大臣その他の国務大臣及び国会議員並びにこれらの職にあつた者に関する情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるもの
- 二 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- イ 事業活動によって人の生命、身体又は健康に危害を生じ、又は生ずるおそれがあるために、開示することが必要であると認められる情報
- ロ 違法又は不当な事業活動によって人の財産又は生活に侵害を生じ、又は生ずるおそれがあるために、開示することが必要であると認められる情報
- ハ その他開示することが公益上特に必要であると認められる情報
- 三 開示することにより個人の生命、身体、財産、名誉又は社会的地位を害するおそれがあることが明らかである情報

報

第六 開示請求に対する決定

（第八条第一項関係）

- 四 我が国の防衛に関する情報であつて、開示することにより国の安全を害するおそれがあることが明らかであるもの
- 五 外交に関する情報であつて、開示することにより、我が国と他国若しくは国際機関との信頼関係を損なうおそれがあることが明らかであり、又は外交交渉上我が国が不利益を被るおそれがあることが明らかであるもの
- 六 開示することにより、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に関する事務、刑事訴訟法その他の法令の規定により身体の拘束を受けた者の収容又は留置に関する事務、公訴の提起又は維持に関する事務、租税の賦課若しくは徴収又は租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査に関する事務、立入検査その他の法律の規定に基づく調査権の行使に関する事務、公共用地の取得の交渉、入札その他の契約に関する事務等の国の特定の事務の適正な遂行を著しく阻害することが明らかである情報
- 七 内閣若しくは当該行政機関の意思決定が未了の事項に関する情報又は当該行政機関内部の意見交換若しくは当該行政機関と他の行政機関との意見交換における意見の内容をなす情報であつて、開示することにより内閣又は当該行政機関の適正な意思決定に著しい支障を及ぼすことが明らかであるもの
- 八 開示することにより行政機関以外の国の機関又は地方公共団体の事務又は事業の適正な遂行を著しく阻害することが明らかであるもの
- 九 他の法律の規定により開示することができない情報
- 開示又は不開示の決定は、開示請求を受理した日から起算して二週間以内にしなければならないこと。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由により当該期間内に当該決定をすることができない

ときは、当該期間経過後一週間以内にこれをしなければならないこと。

(第十条関係)

(第十五条関係)

関を置くこと。

(第十四条及び附則第六条関係)

36

第七 開示の方法

行政情報の開示は、次の方法により行うこと。

一 文書図画に記録されている情報 文書図画の閲覧又はこれを複写したものとの交付

二 マイクロフィルム、撮影フィルム又はスライドに記録されている情報 これらの採録物の視聴

三 録音テープ又は録画テープに記録されている情報 これらの採録物の視聴又はこれらの採録物の内容を再録したものの交付

四 電磁的記録に記録されている情報電磁的記録に記録されている文書図画の内容を文書図画として再生したものの交付又は電磁的記録に記録されている文書図画の内容を再録した磁気ディスク等の交付

五 第二の三の政令で定める採録物に記録されている情報政令で定める方法

(第十一条関係)

第八 行政情報検索ファイル

一 行政機関の長は、当該行政機関に係る行政情報検索ファイルを作成し、一般的の閲覧に供しなければならないこと。

二 行政情報検索ファイルは、磁気ディスク等をもって調製すること。

三 行政機関の長は、行政情報について、その保有後遅滞なく、所要の事項を行政情報検索ファイルに記録しなければならないこと。
(第十三条関係)

第九 開示請求をする者の利便に資するための機関

開示請求をする者の利便に資するため、総務庁に、各行政機関における行政情報検索ファイルの閲覧に関する事務、開示請求についての相談その他の行政情報の開示に関する事務を分掌するための機

第十 行政情報の開示状況の公表

行政機関の長は、毎年、開示請求の件数、不開示決定をした行政情報を記録している行政資料の件名、不開示決定をした行政情報の開示の状況について、一般に公表しなければならないこと。

(第十六条関係)

第十一 文書図画等の作成等

行政機関は、政令で定める基準に従つて文書図画等の作成、整理及び保存を行わなければならないこと。

(第十七条関係)

第十二 不服申立て

一 行政情報の開示に関する処分に不服がある者は、行政情報開示不服審査会に対し、審査請求をすることができる。

(第二十条関係)

二 審査請求の事件を取り扱わせるため、内閣総理大臣の所轄の下に、行政情報開示不服審査会（以下「審査会」という。）を置くこと。

(第二十一条関係)

三 審査会は、委員六人をもつて組織すること。

(第二十二条関係)

四 委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。

(第二十三条関係)

五 委員は、独立してその職権を行うこと。

(第二十四条関係)

六 審査会は、委員のうちから審査会が指名する者三人をもつて構成する合議体で、審査請求の事件を取り扱うこと。ただし、一定の場合は、委員の全員をもつて構成する合議体で、審査請求の事件を取り扱うこと。

(第二十五条関係)

七 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も、同様とすること。

(第二十六条関係)

八 審査請求の審理の方式は、書面審理ではなく口頭審理によること。また、審理は公開を原則とすること。

(第十八条、第三十五条及び第三十七条関係)

九 審査会は、審理を行うため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、原処分に係る行政資料の提出を求めることができること。提出された行政資料の調査を行うための審理は、非公開とし、審査会は、審査請求人若しくは参加人又はこれらの者の代理人若しくは補佐人を退席させることができること。

(第三十八条関係)

十 内閣総理大臣は、不開示決定の全部又は一部を取り消す旨の審査会の裁決があつた場合において、当該裁決に係る行政情報が開示されることにより國の重大な利益を害するおそれがあると認めるとときは、審査会に対し、異議を述べることができること。審査会は、異議が述べられたときは、裁決のうち異議に係る部分を取り消さなければならないこと。また、異議を述べたときは、内閣総理大臣は、次の常会において国会にこれを報告しなければならないこと。

(第四十一条関係)

第十三 行政情報公開審議会

内閣総理大臣の諮問に応じ行政情報の公開に関する重要事項を調査審議させるため、総務庁に、行政情報公開審議会を置くこと。

(第四十八条及び第四十九条関係)

第十四 地方公共団体及び特殊法人の保有する情報の公開

地方公共団体及び特殊法人は、この法律の規定に基づく國の施策に留意しつつ、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

(第五十五条関係)

第十五 施行期日等

一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第四から第十二まで及び第十五の三については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附則第一条関係)

二 政府は、行政資料の内容を知るために手続を定めている他の法

令の規定又は行政資料の内容を開示しないこととしている他の法令の規定について、この法律の目的を踏まえ、速やかに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとすること。

(附則第二条関係)

三 この法律の施行の際現に行政機関が管理している國の行政事務又は事業に関する文書図画等に記録されている情報については、行政情報検索ファイルへの記載は努力義務とすること。

(附則第三条関係)

四 その他所要の規定を設けること。

一九九三・六・七

国際開発協力基本法案

の提出にあたって

日本社会党・護憲民主連合

公明党・国民會議

民社党・スポーツ・国民連合

民主改革連合

1. 本日六月七日午後、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民會議、民社党・スポーツ・国民連合、民主改革連合の参議院四会派は、共同して「国際開発協力基本法案」を提出した。

2. ODA問題については、一九八七年から参議院「外交・総合安全保障に関する調査会」の「国際経済問題小委員会」で一年間にわたり

り、総合的、集中的に議論が行われた。その結果八九年四月に国際開発協力のあり方に関する「合意事項」がまとまり、その内容について同年六月の参議院本会議で、「国際開発協力に関する決議」として全会一致で採択された。本法案は、この参議院本会議決議に基づき、その趣旨と内容を具体化したものであり、長年、国民各界から寄せられてきた日本のODAの抜本的改革を求める大きな期待に応えるものである。

A基本法」を制定することが必要である。われわれは、本法案が一日も早く成立するよう、他のすべての会派、同僚議員のご理解と御協力を期待したい。またこのため、国民の皆さんのがいご支援を訴えるものである。

国際開発協力基本法案（ODA基本法案）をめぐる主な経過

3. 本法案の作成に当たっては、一九八九年一〇月、参議院四会派で「ODA四党協議会」を発足させ、以後、精力的に調査、研究、協議をつづけ、このたび四会派共同案として最終合意を得たものである。
4. 本法案の柱は、以下の通りである。
 - ① 国際開発協力の理念と基本原則を明確にした。
 - ② 国際開発協力の計画と実施等について、国会が関与できることとした。
 - ③ 国際開発協力を総合的に推進、調整し、責任性を明確にするため、行政の一元化を図ることとした。
 - ④ 国際開発協力に係る人材の養成、地方公共団体やNGOへの支援などを明記した。
5. 従来、政府はODAの内容、実施体制、情報公開など全般にわたる改革の要求に対し消極的な姿勢に終始してきたが、最近は「ODA大綱」の発表や部分的な手直しなど、その一部を反映する動きも見せていく。しかし、それだけではきわめて不十分であり、わが国の国際開発協力に対する国民の理解と信頼を得るためにも、予算や実施体制の透明性や責任性を確保するためにも、総合的な「ODA基本法」を制定することが必要である。われわれは、本法案が一日も早く成立するよう、他のすべての会派、同僚議員のご理解と御協力を期待したい。またこのため、国民の皆さんのがいご支援を訴えるものである。

逐条検討を続ける。

一九九一年 四月 ODA四党協議会の三会派（社・公・連）で「国際開発協力基本法案要綱協議メモ」について合意

一九九一年一〇月 三会派で「国際開発協力基本法案」（第一次案）策定

一九九二年 二月 実施体制関連の設置法・組織法について継続検討で合意

一九九三年 三月 再度、民社党も加わり基本法案・設置法等について協議

一九九三年 五月 ODA四党協議会（社・公・民・連）で「国際開発協力基本法案」の野党共同案を最終合意（5・26）

一九九三年 六月 参議院へ法案提出（6・7）

国際開発協力基本法案の要旨

1. 国際開発協力の本旨（目的）

国際開発協力は、人類の共生と連帯の精神に基づき、開発途上地域における飢餓と貧困の問題が克服され当該住民に人の尊厳に値する生活が保障されるよう必要な支援を行うとともに、開発途上地域の住民の生活の安定及び福祉の向上、開発途上地域の経済の自立及び社会の発展等に寄与することにより国際社会における地域格差の是正を図り、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを旨として行われるものとする。

2. 国民の理解を深める等のための措置

4. 国際開発協力に関する計画

(1) 国際開発協力中期計画

国は教育活動、広報活動等を通じて、国際開発協力に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に關し国民の協力が得られるよう適切な措置を講じるものとする。

国は、国際開発協力に関する情報を積極的に公開するものとする。

3. 国際開発協力の基本原則

- (1) 主権の相互尊重、平等および内政に対する不干渉／開発途上地域の政府及び住民との相互理解。
- (2) 生活水準が著しく低い発展途上地域について特別の配慮／女性及び子供の福祉の向上に配意。
- (3) 当該開発途上地域における武器の開発、生産、保有、輸出入等の動向、軍事支出の動向等を勘案、国際的な平和及び安全の維持の見地から必要な考慮を払う。
- (4) 軍事的用途への転用、または国際紛争等を助長しないよう十分な措置。

(5) 当該開発途上地域における民主化の促進の努力及び基本的人権の保障の状況に適切な考慮を。

- (6) 環境保全に適切な配慮／当該事業が住民の人権並びに生活及び文化に及ぼす影響に留意。事業の実施により環境保全に支障が生じ、または住民の人権・生活・文化が損なわれるおそれがあると判明したときは、事業の変更等の要請を行う等適切な措置を講じる。
- (7) 事業の計画策定、実施に対する住民とともに女性の参加の促進に配慮。
- (8) 開発協力をを行う国際機関、外国政府、日本の地方公共団体及び内外の民間団体との相互協力・調整。

(a) 政府は五ヵ年計画を作成して国会に提出、その承認を受けなければならない。

(b) 中期計画は次の事項を定める。

- ・総額に関する目標
- ・条件の緩和の度合いに関する目標（グラント・エレメント）、贈与比率に関する目標、その他質的な改善に関する目標
- ・重点を置くべき地域（広義の）及び事業の分野、それらに関する目標
- ・国際機関に対して行う国際開発協力の指針
- ・その他重要な事項

(2) 国際開発協力年度計画

(a) 政府は中期計画に基づき、毎年度、翌年度の計画を作成し、予算とともに国会に提出。

(b) 年度計画は次の事項を定める。

- ・国際開発協力の実施に関する目標
- ・国際開発協力の総額及びその内訳（できる限り地域又は国ごとに、形態別、事業分野別の見込額を示すこと）
- ・国際機関に対して行う協力の総額及びその内訳
- ・その他重要事項

(3) 国会に対する報告

(a) 政府は毎年、国会に国際開発協力に関して講じた施策の報告書を提出。

(b) この報告には、開発途上地域の経済の動向、住民の生活水準の動向、環境の状況、その他指標となる事項、及び効果に関する評価が含まれること。

5. 国際開発協力に関する組織

(1) 國際開発協力に関する行政を総合的に推進するため、国務大臣を

長とする国際開発協力庁を置く。

(2) 国際開発協力に関する計画その他重要な事項について調査、審議し、

効果に関する評価について審査させるため、国際開発協力庁に、内閣総理大臣が両院の同意を得て任命する国際開発協力審議会を置く。

(3) 国際開発協力の実施に必要な業務を行わせるため、国際開発協力事業団を設立する。

6. その他

- (1) 人材の養成及び確保のための施策
- (2) 開発途上地域に派遣される者の安全確保／職業及び生活の安定に必要な施策
- (3) 開発協力をを行う地方公共団体及び適当と認める民間の団体への助成その他の援助の努力（民間団体の自主性を損うことのないよう配慮）
- (4) 民間の発意に基づく開発協力の促進のため必要な税制上の措置の

国際開発協力基本法（案）

目次

第一章 総則（第一条～第五条）

第二章 国際開発協力の基本原則（第六条～第十三条）

第三章 国際開発協力に関する計画等（第十四条～第十六条）

第四章 國際開発協力に関する組織（第十七条—第十九条）

第五章 雜則（第二十条—第二十三条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、國際開発協力の本旨及び基本原則を定め、並びに國際開発協力についての國の責務を明らかにするとともに、國際開発協力に関する計画の策定、國際開発協力庁の設置その他國際開發協力に關し基本となる事項を定めることにより、國際開発協力の適正かつ効果的な推進を図ることを目的とする。

第二条 この法律において「國際開発協力」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）の住民の福祉の向上又は開発途上地域の經濟及び社会の開發に寄与するための資金協力（有償の資金協力の場合にあっては、政令で定める資金の供与の条件に関する基準を満たすものに限る。）、技術協力その他これらに準ずる協力（以下「開発協力」という。）で国が直接又は間接に開発途上地域に對して行うもの（次号に掲げるものを除く。）
- 二 開発協力を行うために国が開発協力に関する國際機関に對して行う出資並びに資金の拠出及び貸付け（前号の政令で定める基準を満たす貸付けに限る。）

(國際開発協力の本旨)

第三条 國際開発協力は、人類の共生と連帶の精神に基づき、開発途上地域における飢餓と貧困の問題が克服され當該住民に人の尊厳に値する生活が保障されるよう必要な支援を行うとともに、開発途上

地域の住民の生活の安定及び福祉の向上並びに開発途上地域の經濟の自立及び社会の發展に寄与することにより國際社會における地域格差の是正を図り、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを旨として行われるものとする。

2 國際開発協力は、開発途上地域の政府及び住民の自助努力を支援することを旨として行われるものとする。

(國の責務)

第四条 国は、前条に規定する國際開発協力の本旨及び次章に規定する國際開発協力の基礎原則にのつとり、國際開発協力を計画的かつ有効適切に実施する責務を有する。

(國民の理解を深めるための措置等)

第五条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、國際開発協力に関する國民の理解を深めるとともに、その実施に關し國民の協力が得られるよう適切な措置を講ずるものとする。

第二章 國際開発協力の基本原則

(主権の尊重等)

第六条 國際開発協力は、國際平和と協調を基調とする我が國の立場を堅持し、主権の尊重、平等及び内政に対する不干涉の國際的諸原則に従つて、行われるものとする。

2 國際開発協力は、開発途上地域の政府及び住民との相互理解の下に行われるものとする。

(生活水準が著しく低い開発途上地域に対する特別の配慮等)

第七条 國際開発協力を行うに當たっては、住民の生活水準が著しく低い開発途上地域について特別の配慮がなされるとともに、開発途上地域の女性及び子供の福祉の向上に配意されるものとする。

(國際の平和及び安全の維持の見地からの考慮)

第八条 国際開発協力をを行うに当たっては、当該開発途上地域における武器の開発、生産、保有、輸出入等の動向、軍事支出の動向等を

勘案し、国際の平和及び安全の維持の見地から必要な考慮が払われるものとする。

(軍事的用途への転用の防止等)

第九条 国際開発協力をを行うに当たっては、国際紛争等を助長することができないよう適切な配慮がなされるとともに、軍事的用途への転用の防止のため必要な措置が講じられるものとする。

(民主化の促進の努力等に対する考慮)

第十条 国際開発協力をを行うに当たっては、当該開発途上地域における民主化の促進の努力及び基本的人権の保障の状況について、適切な考慮が払われるものとする。

(環境の保全のための措置等)

第十一条 国際開発協力をを行うに当たっては、当該国際開発協力に係る事業が当該開発途上地域に係る地球の全体又はその広範な部分の環境を含む。以下この条において同じ。) 並びに当該開発途上地域の住民の人権並びに生活及び文化に対して及ぼす影響について十分配慮されるとともに、当該開発途上地域の環境の保全のために適切な措置が講じられるものとする。

2 前項の場合において、当該国際開発協力に係る事業の実施により、当該開発途上地域の環境の保全に支障が生じ、又は当該開発途上地域の住民の人権若しくは生活及び文化が損なわれるおそれのあることが判明したときは、当該事業の変更等の要請を行う等適切な措置が講じられるものとする。

(住民の参加に対する配慮)

第十二条 国際開発協力をを行うに当たっては、当該開発途上地域における国際開発協力に係る事業の計画の策定及び実施の過程において当該開発途上地域の住民の参加、特に女性の参加が促進されるよう

配慮されるものとする。

(国際機関等との協力)

第十三条 国際開発協力は、開発協力をを行う国際機関、外国政府、我が国の地方公共団体及び内外の民間の団体と連携し、かつ、必要な調整を図りつつ、行わるものとする。

第三章 国際開発協力に関する計画等

(国際開発協力中期計画)

第十四条 政府は、国際開発協力の計画的な推進に資するため、毎五箇年度を各一期として、当該期間中の国際開発協力に関する計画(以下「国際開発協力中期計画」という。)を作成し、これを国会に提出して、その承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国際開発協力中期計画は、当該五箇年間において行おうとする国際開発協力に關し、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国際開発協力に係る費用の総額に関する目標

二 国際開発協力の条件の緩和の度合いに関する目標、国際開発協力に係る費用の総額のうちに占める無償の協力に係る費用の額の割合に関する目標その他国際開発協力の質的な改善に関する目標

三 重点をおくべき地域(自然的経済的社会的文化的諸条件によって区分される複数の国等からなる地域をいう。次条第三項において同じ。)及び事業の分野並びにそれらに関する目標

四 国際機関に対して行う国際開発協力に関する指針

五 その他国際開発協力の計画的な推進に関する重要事項

(国際開発協力年度計画)

第十五条 政府は、国際開発協力中期計画に基づき、毎年度、翌年度の国際開発協力に関する計画(次項において「国際開発協力年度計画」という。)を作成し、これを予算とともに国会に提出しなけれ

ばならない。

2 國際開発協力年度計画は、当該年度において行おうとする國際開発協力に關し、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 國際開発協力の実施に関する目標

二 開発途上地域に對して行う國際開発協力に係る費用の総額の見込額及びその内訳

三 國際機関に對して行う國際開発協力に係る費用の費用の総額の見込額及びその内訳

四 その他國際開発協力の実施に関する重要事項

3 前項第一号の内訳を定めるに當たっては、できる限り、地域又は国ごとに、國際開発協力の形態別及び事業の分野別の見込額を示さなければならぬ。

(国会に対する報告)

第十六条 政府は、毎年、国会に、政府が國際開発協力に關して講じた施策に關する報告を提出しなければならない。

2 前項の報告には、開発途上地域における経済の動向、住民の生活水準の動向、交通施設、通信施設、保健衛生施設等の社会資本の整備状況、環境の状況その他國際開発協力の指標となる事項及び國際開発協力の効果に關する評価が含まれていなければならない。

第四章 國際開発協力に関する組織

(國際開發協力庁)

第十七条 國際開発協力に關する行政を総合的に推進するため、別に法律で定めるところにより、総理府の外局として、國務大臣を長とする國際開發協力庁を置くものとする。

(國際開發協力審議会)

第十八条 國際開発協力に關する重要事項について調査審議させ、及び國際開発協

力の効果に關する評価について審査させるため、別に法律で定めるところにより、國際開發協力庁に、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する委員で組織する國際開發協力審議会を置くものとする。

(國際開發協力事業団)

第十九条 國際開発協力の実施に必要な業務等を行わせるため、別に法律で定めるところにより、國際開發協力事業団を設立するものとする。

第五章 雜則

(人員の養成及び確保)

第二十条 国は、國際開発協力に關する業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を図るため必要な施策を講ずるものとする。

(派遣される者等の安全の確保並びに職業及び生活の安定)

第二十一条 国は、國際開発協力のため開発途上地域に派遣される者等の安全が確保されるよう努めることともに、それらの者の職業及び生活の安定に資するため必要な施策を講ずるものとする。

(開発協力を行う団体に対する援助)

第二十二条 国は、開発協力を行う地方公共団体及び國際開発協力を行う上で適當と認める開発協力を行う民間の団体に対し、助成その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、前項の援助を行うに當たっては、當該援助を受ける民間の

団体の自主性を損なうことのないよう配慮するものとする。

(税制上の措置)

第二十三条 国は、民間の發意に基づく開発協力の促進を図るために必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(海外経済協力基金及び国際協力事業団の解散)

2 海外経済協力基金及び国際協力事業団は、別に法律で定めるところにより、国際開発協力事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において国際開発協力事業団が承継するものとする。

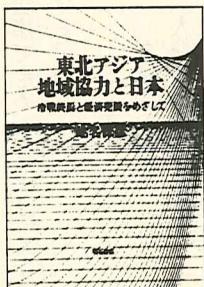
理由

国際開発協力の重要性にかんがみ、国際開発協力の適正かつ効果的な推進を図るため、国際開発協力の本旨及び基本原則を定め、並びに国際開発協力についての国の責務を明らかにするとともに、国際開発協力に関する計画の策定、国際開発協力庁の設置その他国際開発協力に關し基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

東北アジア 地域協力と日本

冷戦終焉と経済発展をめざして

蛇名保彦



A5判上製/183頁
定価3300円

冷戦体制が終わり、アメリカの経済的地位が低下する中、世界経済は大きな再編過程にある。最も成長力に富むと同時に冷戦構造のしこりをも残す東北アジア(韓国・北朝鮮・中国東北地域・シベリア等)の地域協力の重要性を説き明かす労作。

〔主な内容〕	
第一部 東北アジア地域協力の意義と課題	なぜ東北アジアか／東北アジア「地域統合」の意義／東北アジア「地域統合」の可能性／東北アジア地域協力の課題
第二部 世界経済の再編成と東アジア	世界経済の再編成と東アジアシステムの不安定性／東アジア経済の台頭と課題
第三部 國際分業構造の変化と日本経済	海外直接投資の類型化と問題点

東京都文京区本郷一-十三-四（定価はすべて税込み）
03-381-86351 振替東京0-14505

明石書店

「パート差別」問題が 問い合わせるもの

長谷川 崇之

が結束して政府・自民党に対し粘り強く迫った結果実現したという点では、全く変わらない。

政府案を一部修正の上可決成立させたことについては、共産党のように「むしろ改悪だ」などという的外れな評価はともかく、その評価にとまどう向きも少なくないようである。それは、日本における「パート差別」問題の深刻さをどこまで認識し、どのように対処しようとしているかによっても左右されることを指摘しておきたい。

パートタイム労働者は「安上がりの雇用調整弁」として活用されている、としばしば指摘され、「パート差別の禁止」が叫ばれていながら、実は、この問題を通じて解決を迫られているのは、日本の通常の労働者、フルタイム労働者が抱えている根本的な問題なのである。その意味で、日本のパートタイム労働者が直面している問題は、日本の労働者全體が直面している問題を映し出すものと言つてよいだろう。

一、育児休業法に続く二つの成果

社会、公明、民社、社民連の四党が昨年二月に共同法案（短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案）を提出し、自民党政もことし三月に「対案」（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案）を提出、「二つのパート労働法案」の行方が注目されていたが、結局、四党側の共同法案の立場からの要求を政府・自民党が大幅に受け入れて政府提出法案を六項目にわたり修正した衆議院修正案が、六月十一日の参議院本会議で可決成立した。

パート労働法の実現は、一九八九年七月参

議院選挙における与野党逆転の実現以降、一昨年の育児休業法実現に続く、二つの成果である。

育児休業法の場合には、参議院を主舞台とし、自民党が政府に法案を提出させることを認める際に、四党側がその内容についてのいくつかの条件を政府・自民党に認めさせた上で実現したが、パート労働法の場合は、衆議院を主舞台とし、自民党に迫って政府に法案を提出させた上で、その内容について参議院の勢力状況や意向を背景にいくつかの注文をつけ（修正し）た上で実現したという違いがある。しかし、いずれの場合も、参議院の与野党逆転状況を踏まえ、四党・民主改革連合

二、日本の賃金・雇用慣行の課題

パート差別問題を通じて問い合わせられてい

る日本の通常の労働者が抱える根本的な問題の第一は、欧米諸国では社会常識となつてゐる「同一（価値）労働同一賃金」の原則が日本では社会的に確立していないという問題である。

パートタイム労働者について、通常の労働者との差別的取扱いを禁止すると言つても、

実は、何が差別的取扱いか、がはつきりしない。これを法律で対処しようとすれば、「同一事業場の同種の労働者」である通常の労働者と比較することになるわけだが、従来の行政解釈では「同種の労働者」はかなり厳密に考へられているため（注）、わが国の実情では同一事業場に比較対象がない場合がほとんどであると考えられ、特に賃金に関する禁止規定は、結果的に空文化しかねない。こうした事態は、日本では「同一労働同一賃金」が確立しておらず、むしろ学歴別の年功的な賃金制度が根強く残っていることによる。

この問題に関連して、「男女同一賃金」を規定している労働基準法第四条がしばしば引合いに出されるのだが、必ずしもその意味を十分認識しているとは言えない場合が少なくない。

実は、戦後、労働基準法制定の経過において、労務法制審議会の小委員会に提出された事務局原案（＝「労働条件基準法（労働保護法）草案（昭和二十一年七月二十六日）」）には「使用者は同一価値労働に対しても男女同額の賃金を支払はなければならない。」と

いうように「男女同一価値労働同一賃金」が規定されていたのだが、同一価値労働同一賃金の原則を性別だけでなく年齢別にも適用するかなどの議論が行なわれた後の労務法審議会答申（労働基準法草案。昭和二十一年十一月二十四日）ではほぼ現行法どおりの「男女同一賃金」の規定になつてゐる。（松

（昭二七・九・二〇基發第六七五号）。）

この条文は国際労働憲章の如く男女同一価値の労働に対して同一賃金を支払うべきことを表現してはゐないが、女子であることを理由として賃金について男子との差別的取扱ひをすることを禁止してゐるのは矢張り男女が同一価値の労働をすることを前提としてゐるのである。唯現在我が国に於ける給与形態が著しく複雑化し生活給の色彩を強くして来て居つて男子同志の間でも同一価値労働に対して同一賃金が支払はれない場合が多い時、男女の賃金比較に於てのみ同一価値労働を表面に持ち出すことが不適当であるためかかる表現を避けた迄のことである。（棒線は筆者）

寺本の解釈、解説は労働省当局においてその後も基本的に踏襲されている。（例えば、労働省労働基準局監督課編著『新版労働基準法の早わかり』一九九二年一月、労働基準調査会刊、四三頁参照）

これに対し、「日本とちがつてヨーロッパでの賃金協定は産業別組合と産業別経営者団体、あるいは産業別地方組織間でおこなわれ」、「職種別の横断賃率」が協定される

長であった寺本廣作の著書『労働基準法解説』（時事通信社、一九四八年七月刊）は次のように解説している。

(小島健司著『日本の賃金(第一版)』岩波新書、六九〇七一頁)。

このような「職種別の横断賃率」が社会的に決定されるシステムがあれば、少なくとも「基礎的な賃金」については、パートタイム労働者に対する差別的取扱いをなくすことは容易である。また実際に欧米諸国では「基礎的な賃金」についての差別的取扱いはあまりみられないことは、次のレポートによつてもうかがい知ることができる。

賃金面でのパートタイマーとフルタイマーの待遇の差は、最低保証時間賃率の違いや同一価値労働・同一賃金の原則適用云々の問題というよりも、フルタイマーに支給される交替制手当、残業手当、年功加給、利潤分配制、病気で休んだときの賃金、休日出勤手当等々が、パートタイマーにはまったくあるいは部分的にしか支給されないことによる。(ILO東京支局『ILOニュース』一九八五年四月号)

従つて、同じように「パートタイム労働者に対する賃金差別」と言つても、日本の場合と欧米諸国の場合とは格段の違いがあることを、十分認識しておく必要がある。この点が、実は、四党共同法案を作成するに当たつて最も苦心がなされた点であったが、その説

明については、紙数の制約上残念ながら、別の機会に譲らざるを得ない。

さて、通常の労働者が抱える根本的な問題の第二は、西欧諸国では、常用労働者についての解雇規制とともに、臨時労働者の雇入れつまり期間雇用あるいは有期雇用契約を厳しく規制しているのに対し、日本ではそのような規制がほとんどないという問題である。

例えばフランスの場合、

パートタイム労働契約は、期間の定めのある契約とすることも可能である。そして、期間の定めのあるパートタイム労働契約について、その期間制限などの特別な規制は一切定められていない。

しかしながら、パートタイム労働の規制とは別個に、フランス法においては、フルタイムの場合も含めて、期間の定めのある労働契約の締結そのものにかなり強度の法的規制が加えられていることに注意する必要がある。すなわち、第一に、期間の定めのある労働契約を締結するに当たっては、その事由が限定されており、原則として、

特定され・永続的でない業務についての労働であることを要する。例えば、病気などにより労働契約が停止された労働者の代行者としての業務、企業活動の例外的・一時的増大に対処することを目的とする業務、

臨時の緊急業務などが対象とされる。(欧米諸国のパートタイム労働対策の状況に関する調査研究会『諸外国のパートタイム労働対策の概要(一九八八年一一月)』三一頁)

これに対して、日本では、期間雇用契約を反復更新した場合に、一定の条件が整つていれば「あたかも期間の定めのない契約として実質的に存在していたもの」(東芝柳町工場事件、最高裁判決=昭和四九年七月二二日)あるいは「一種の期間の定めのない契約」(旭硝子事件、千葉地裁判決=昭和五五年四月九日)といった形で解雇制限を認める判例もあるにはあるが、期間雇用契約はほとんど野放し状態になつてゐる。そのようなところにパートタイム労働者が参入するわけだから、まさに「雇用の調整弁」として多いに活用されることになる。

通常の労働者が抱える問題としては、そのほか、労働時間が長く、特に所定外労働が多いこと、病気休暇・看護休暇制度が確立していないことなどがあり、このため、家庭生活と両立させるにはパートタイム労働者となら

ざるを得ない女子労働者も少なくなく、通常の労働者の所定労働時間とあまり変わらない、いわゆる「疑似パート」が多いことが日本の特徴となっていることなども指摘しておきた。

三、今後の課題

労働市場が正規雇用者による「内部労働市場」とパートタイム労働者や臨時労働者等の非正規雇用者による「外部労働市場」とに大きく分割され、しかも「外部労働市場」が大きく「成長」していることがまた、日本の雇用関係の際立った特徴となっている。

かつて経済企画庁の委託調査結果報告書が「現在のペースで非正規雇用者が膨らむ限り、〔終身雇用制に守られた〕内部労働市場はその内部で大きな部門間移動を伴いながらも確実に狭まるのである。更に「パートタイマー等の」外部労働市場とのバランスにおいても現在六人に一人にしか過ぎない外部労働市場が西暦二〇〇〇年には「三人に一人になる」と試算するとともに、「〔このまま何もしないでまう」と警告したことがある（一九八五年五月に発表した社団法人・社会開発研究所への委託調査結果報告『二〇〇〇年に向けて激動

する労働市場——新たな二重構造を出発点として』四二頁、七一頁）。経済社会の変化、国際環境の変化の中で、いわゆる日本の雇用慣行の見直しが行なわれ、その功罪、行方が盛んに論議されているが、労働団体としても、その存在理由をかけて、これらの問題に取り組まなければならないだろうし、また現に、その取組みが始まっている。

昨年一〇月に発表された連合総合生活開発研究所の研究報告『九〇年代の賃金——賃金決定の課題と政策』は「職務あるいは仕事の価値をベースに評価された職能によって賃金を決め、個人間の公正な賃金格差を許容するシステム』（四七頁）としての「完全仕事給」の推進と「賃金決定の社会化」の取組みを提唱している。

また、連合の「一九九三～九四年度政策制度要求付帯文書」である『雇用・労働政策の内容（詳細）』には、「労働組合法について、地域拡張適用要件（第一八条）などを中心に必要な見直しを検討すること」「年齢によるパート・同一賃金」「完全仕事給」の実現をはじめとする「労働条件決定の社会化」のタイム労働者の立場からのみならず、パートタイム労働者の立場からも見直し、特に「同一労働・同一賃金」の実現をはじめとする「労働条件決定の社会化」の問題や期間雇用の問題にも取り組みつつ、三年後の見直し検討の際には、改めて四党共同法案の立場からより実効性のあるパート労働立法の実現をめざすこととすべきであろう。

パート労働立法問題については、今回は、

（はせがわたかゆき・政策審議会事務局次長）

◇イギリスの歴史哲学者E. H. カーは「歴史は、現在と過去との対話である。」と述べている。この言葉の含意は、過去を語りながら、現在が未来へ食い込んで行く、その尖端に私たちを立たせるものだ、との著「歴史とは何か」(岩波新書)の訳者、清水幾太郎が解説したことがある。◇多くの論者は、一九八九年を過去と現在の分水嶺としている。

ベルリンの壁が崩落した年だからである。政治体制の側面で歴史を語ろうとするのであれば、これは当然の認識で私も特別異論があるわけではない。しかし、私たちを未来へ向かうその尖端へ導いているものは政治だけではない。もっと多様性に富む糸が複雑にかつ深く織り込まれながら新しい時代というものを形づくっているように思われる。◇不確かな(過去)糸—国家、企業、家族、男、過剰、プロ野球、etc。確かな(現在)糸—自治、地域、個人、女、清貧、Jリーグ etc。

◇現在と過去とのダイヤローグ。

★自治と國家「やつと二百年の窒息から解放されそだよ。思いきり羽根を伸ばすぞ」「お前は三蔵法師の手のひらの孫悟空さ」。

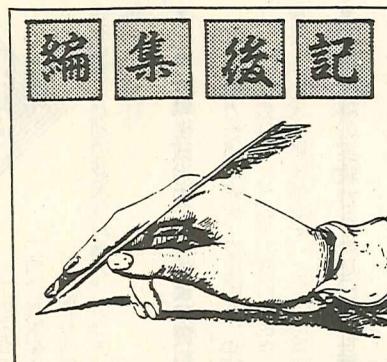
★地域と企業「わがまちで顔の知られていないヤツは長生きできないぞ」「メセナでもなんでも次の手は考えてあるんだ」。

★個人と家族「戸籍より個籍が問題よ。デインクスでもデュークスでも呪縛の終わりの証しよ」「老いたりとは言え、この世に介護と相続問題がある以上は」

★女と男「私の解放に千年かかると言った人がいたけど意外に早くて済みそうよ」「企業がある限り俺の天下は悠久さ」。

★清貧と過剰「ゆとり豊かさの正体とは自分のことだ」「途上国へ移住するか」

★Jリーグとプロ野球「見よ! 非管理のパースワークを」「日本には演歌と長嶋が良く似合う」



政策資料編集委員会

委員長 日野市朗
編集委員 石橋大吉 小野信一
鈴木久 外口玉子
松前仰 元信堯

山本正和 篠崎年子
藁科満治 渡辺銳氣
渡辺温井 浜谷惇
石田好数 早川幸彦
原野人 河野道夫
小川正浩 長谷川崇之

兼事務局長 渡辺博
会計監査 元信堯
渕上貞雄

「政策資料」購読料のお知らせ

定期 一部 三〇〇円

年間購読料 四二〇〇円(前納)

郵便振替 東京8-80821

又は

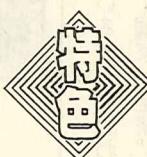
大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会

日本社会党政策審議会編

日本社会党政策資料集成



▼社会党政的主要政策を網羅した政策資料集成

一九四五年の結党から一九九〇年
一月の総選挙までの、社会党政が提起
した主要な政策、法案を網羅(四四六
点)を網羅した初の政策資料集成。五つの時代区分(年)に整理し、
解説を付した。

▼日本の戦後政治史への貴重な資料集

片山内閣から講和論争、安保国会、沖縄国会、公害国会、反
いんし国会など、社会党政が政府(国民党)と対決した政策の資料
集は、そのまま戦後政治史にとっての貴重な資料集でもある。

▼政策形成の実績からみた日本社会党政

「何でも反対の党」といわれた社会党政だが、労働、福祉、農業、
中小企業政策など、政策提起の先駆的役割をはたしていった。本
書は政策活動面からの社会党政史である。

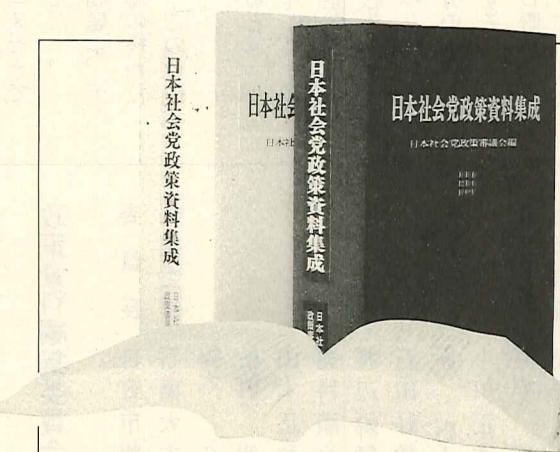
▼連合政権を展望する21世紀への問題提起

戦後政治の転換期を迎えた今日、消費税廃止法案、政治倫理
法案、土地基本法案等の四党共同提案や、土井提言をはじめ第
三回総選挙政策は、連合政権をめざし、新しい時代を切り開
くための問題提起である。

「日本社会党政策資料集成」目次

- 第一部 結党から再統一の時代
(一九四五年から一九五〇年代)
- 第二部 高度成長の時代
(一九六〇年代)
- 第三部 保・革伯仲時代
(一九七〇年代)
- 第四部 八十年代・連合の時代へ
(一九八〇年～一九八八年)
- 第五部 連合政権をめざして
(一九八九年～一九九〇年)

〈資料〉歴代委員長・書記長・政審会長・監
立委員長・書記長・政審会長・監



体裁・B5判 上製 化粧函入1400頁
定価・28,000円(税込・送料別)

日本社会党政策審議会
政策資料係 TEL(03) 3581-5111 内3886

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

July 1993

No. 322

<Foreword>

WARASHINA Mitsuharu,
Vice-Chairman of the Party's Policy Board

<Documents>

Summary report of the Investigative Select Committee on Political Reform
Proposal to hold a opposition leaders' meeting for political reform alignment (by Chairman in Kyoto)
On *Soken* policies and citizen's movement for *Soken* (by Chairman in Fukuoka)
Summary of the draft law on the environmental impact assessment
Joint statement on the draft basic law on housing
Summary of the draft law for access to the government information
Summary of and statement on the draft law of international development law

<Monthly Focus>

What the discrimination against part-time workers means to us?

政策資料 7月号

編集人 政策資料編集委員会
発行人 日野市朗
発行 日本社会党政策審議会
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581) 5111 内線3886~7
FAX 03(3502) 5857

定価300円 (送料51円)

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857